

令和3年 第4回定例会

浦白町議会会議録

令和3年12月14日 開会

令和3年12月17日 閉会

浦白町議会

浦臼町議会第4回定例会 第1号

令和3年12月14日（火曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般報告
- 4 行政報告
- 5 認定第 1号 令和2年度浦臼町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 6 認定第 2号 令和2年度浦臼町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 7 認定第 3号 令和2年度浦臼町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 8 認定第 4号 令和2年度浦臼町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 9 一般質問
- 10 承認第 3号 専決処分した事件の承認について〔令和3年度浦臼町一般会計補正予算（第6号）〕
- 11 議案第38号 令和3年度浦臼町一般会計補正予算（第7号）
- 12 議案第39号 令和3年度浦臼町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 13 議案第40号 浦臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 14 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 15 請願第 2号 燃油等の価格高騰対策、国の農業予算や運用変更に関する意見書の請願について
- 16 意見書案第5号 燃油等の価格高騰対策、国の農業予算や運用変更に関する意見書について
- 17 意見書案第6号 地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意見書について
- 18 所管事務調査について（総務産業常任委員会）
- 19 議員の派遣について

○出席議員（9名）

| | | | | | |
|----|----|-------|-----|----|-------|
| 議長 | 9番 | 小松正年君 | 副議長 | 8番 | 中川清美君 |
| | 1番 | 高田英利君 | | 2番 | 野崎敬恭君 |
| | 3番 | 柴田典男君 | | 4番 | 東藤晃義君 |
| | 5番 | 折坂美鈴君 | | 6番 | 静川広巳君 |
| | 7番 | 牧島良和君 | | | |

○欠席議員（0名）

○出席説明員

| | | | | | | | |
|-----|---|---|---|---|---|---|---|
| 町 | 長 | 川 | 畑 | 智 | 昭 | 君 | |
| 副町 | 長 | 石 | 原 | 正 | 伸 | 君 | |
| 教 | 育 | 河 | 本 | 浩 | 昭 | 君 | |
| 総 | 務 | 明 | 日 | 見 | 将 | 幸 | 君 |
| 総 | 務 | 早 | 坂 | 隆 | 広 | 君 | |
| くらし | 応 | 中 | 田 | 帯 | 刀 | 君 | |
| くらし | 応 | 國 | 田 | 幹 | 夫 | 君 | |
| 主 | 幹 | | | | | | |
| 長 | 寿 | 齊 | 藤 | 淑 | 恵 | 君 | |
| 長 | 寿 | 城 | 宝 | 睦 | 己 | 君 | |
| 産 | 業 | 横 | 井 | 正 | 樹 | 君 | |
| 振 | 興 | 馬 | 狩 | 範 | 一 | 君 | |
| 課 | 長 | 竹 | 田 | 圭 | 一 | 君 | |
| 建 | 設 | 上 | 嶋 | 俊 | 文 | 君 | |
| 課 | 技 | | | | | | |
| 術 | 長 | | | | | | |
| 教 | 育 | 畑 | 山 | | 証 | 君 | |
| 委 | 員 | 笹 | 木 | 政 | 廣 | 君 | |
| 会 | 長 | | | | | | |
| 事 | 務 | | | | | | |
| 局 | 長 | | | | | | |
| 農 | 業 | | | | | | |
| 委 | 員 | | | | | | |
| 会 | 会 | | | | | | |
| 長 | 長 | | | | | | |
| 代 | 表 | | | | | | |
| 監 | 査 | | | | | | |
| 委 | 員 | | | | | | |

○出席事務局職員

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 局 | 長 | 國 | 田 | 朋 | 子 | 君 |
| 書 | 記 | 三 | 部 | | 航 | 君 |

◎開会の宣告

○議長

本日の出席人員は9名全員でございます。

定足数に達しております。

ただいまから、令和3年第4回浦臼町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

○議長

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長

日程第1、会議録署名議員の指名を会議規則第118条の規定により、議長において、7番牧島議員、8番中川議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月17日までの4日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月17日までの4日間と決定いたしました。

◎日程第3 諸般報告

○議長

日程第3、諸般の報告をいたします。

はじめに、令和3年第3回定例会以降、きょうまでの議長政務報告をお手元に配付してありますので、お目通し願ひ、主なもののみ報告いたします。

10月13日、令和3年第2回空知町村議会議長会定期総会が、奈井江町文化ホールで行われ、さきに町村議会議員として10年以上在籍28名の表彰伝達が行われました。

総会に入り、令和2年度歳入歳出決算の認定及び令和3年度歳入歳出補正予算についての審議を行い、原案どおり可決しました。

また、道外行財政制度政務調査については中止とし、中央要望実行運動についても中止となり、役員のみで実施するという事に決定いたしました。

最後に、次年度定期総会の日程及び議長会主催行事の日程を決め、総会を閉じました。総会後の講演といたしまして、「空知の課題と道総合振興局の取り組み」という演題で、空知総合振興局の白石俊哉局長の講演をいただき、総会に出席しております。

以上であります。

次に、監査委員より令和3年9月から11月に実施された例月出納検査及び定期監査結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきますのでご承知願います。

続いて、総務産業常任委員長より所管事務調査の報告がありましたので、その写しをお手元に配付のとおりですのでご承知願います。

総務産業常任委員会所管事務調査は報告済みといたします。

◎日程第4 行政報告

○議長

日程第4、行政報告を行います。

はじめに、町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

皆さん、おはようございます。

令和3年第4回定例会の開会に当たり、一言ごあいさつと行政報告を申し上げます。

本日をもって招集いたしました第4回定例会では、議案3件、承認1件、諮問1件を上程いたしております。各議案提出の際には詳細にご説明いたしますので、十分にご審議いただき、町政発展のため議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

この際、第3回定例会以降の動静につきまして、数点ご報告を申し上げます。

まず、新型コロナウイルスに関しまして、前回の行政報告の折、コロナウイルスによる感染回避のため、札幌交響楽団の演奏会中止のご報告をさせていただきましたが、あれから3カ月、昨日の道内の感染者は1人、10日連続で1けたとなっており、全国的にも100人前後の日が続いています。

専門家でも明確な理由の説明が困難なようですが、先日から町民の皆さんの施設利用に関する条件を一部緩和するなど少しずつですが、ウイズコロナを実践しているところでございます。

ただ、世界的にはいまだに猛威を振るっていますし、変異株感染者も確実に増えていきます。

3度目のワクチン接種も時期や製造メーカーの違いや数量の確保など、国の動きも定まらない面はありますが、しっかりと準備を整え、町民に提供していきたいと思っています。

また、コロナに関連した子育て世帯の臨時特別給付につきましても、かなり混乱していましたが、昨日の岸田首相の答弁から、年内の現金一括給付が可能との判断が示されました。

早速、内部で検討いたしましたが、既に先行分にかかわるすべての処理が完了しており、これから数々の手続をやり直すには余りにも時間が少な過ぎるとの判断から、今回は先行分だけの入金といたします。

年明けの早い時期に改めて手続きをとり、現金での給付を実施したいと考えているとこ

ろでございます。

次に、先月 28 日に友好交流町である高知県本山町で町長選挙が行われ、当日お祝いに伺ったところです。

結果は、新人で元町職員の澤田和廣氏が新たな町長として選出されました。

コロナ禍で両町の交流も滞っていますが、今後はできる限り行き来を活発にし、交流を深めていくことで互いに確認をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議 長

次に、教育長から教育行政報告の申し出がありました。これを許します。

河本教育長。

○教育長（河本浩昭君）

おはようございます。

議長の発言のお許しがありましたので、第 3 回定例会以降の教育行政報告につきまして、お手元の報告書をお目通しいただき、2 点につき報告をさせていただきます。

1 点目は、10 月 16 日開催の令和 3 年度浦臼小学校第 26 回学習発表会についてでございます。

低学年、中学年、高学年の三つのパートに分け、それぞれの合間に保護者も入れかわり、換気を行っての実施となりました。

また、学習指導要領の改定により、授業時数が増え、発表会のみのための時数確保が困難なことから、劇については総合学習の時間を活用した 6 年生のみの実施で、本年度から従前の学芸会を学習発表会と名称を変更してございます。

次に、10 月 29 日の J A ピンネブランド米生産組合による給食提供米贈呈式につきましては、小野康副組合長にお越しをいただき、浦臼産ゆめぴりか、またふっくりんこをそれぞれ 120 キロずつご提供いただき、既に給食に提供されてございます。感謝申し上げます。

以上、教育行政報告とさせていただきます。

○議 長

これで、行政報告は終わりました。

◎日程第 5 認定第 1 号～日程第 8 認定第 4 号（一括議題）

○議 長

お諮りします。

日程第 5 から日程第 8 までの 4 件については、関連がありますので、一括して議題したいと思いますと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、日程第 5、認定第 1 号 令和 2 年度浦臼町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第 6、認定第 2 号 令和 2 年度浦臼町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 7、認定第 3 号 令和 2 年度浦臼町後期高齢者医療特別会計歳入歳

出決算の認定について、日程第8、認定第4号 令和2年度浦臼町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については一括議題とすることに決定いたしました。

本件については、令和3年第3回定例会において、決算審査特別委員会に付託しておりますので、審査結果の報告を東藤決算審査特別委員長に求めます。

○決算審査特別委員長（東藤晃義君）

認定第1号より第4号までの令和2年度浦臼町各会計歳入歳出決算の認定について審査を終了しましたので、会議規則第77条の規定により報告します。

令和3年第3回定例会において、議長及び議選監査委員を除く全員をもって構成する決算審査特別委員会が設置され、本件を付託されたところであります。

去る11月1日、11月2日の2日間にわたり、慎重かつ熱心に審査したところであります。

その結果は、別紙のとおり報告書にそれぞれ記載してありますので、内容については省略しますが、本委員会は令和2年度浦臼町各会計歳入歳出決算を認定すべきものと決定しましたので、報告します。

以上で、報告を終わります。

○議長

質疑については、議長及び議選監査委員を除く全員をもって構成する特別委員会のため省略したいと思いますのですが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長

異議なしと認めます。

したがって、質疑は省略することに決定いたしました。

これより、認定第1号 令和2年度浦臼町一般会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長

これをもって、討論を終わります。

これより、採決いたします。

認定第1号について、これを認定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長

起立全員です。

したがって、認定第1号 令和2年度浦臼町一般会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第2号 令和2年度浦臼町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長

これをもって、討論を終わります。

これより、採決いたします。

認定第2号について、これを認定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長

起立全員です。

したがって、認定第2号 令和2年度浦臼町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第3号 令和2年度浦臼町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長

これをもって、討論を終わります。

これより、採決いたします。

認定第3号について、これを認定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長

起立全員です。

したがって、認定第3号 令和2年度浦臼町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第4号 令和2年度浦臼町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長

これをもって、討論を終わります。

これより、採決いたします。

認定第4号について、これを認定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長

起立全員です。

したがって、認定第4号 令和2年度浦臼町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定されました。

◎日程第9 一般質問

○議長

日程第9、これより一般質問を行います。

順次、発言を許します。

発言順位1番、東藤晃義議員。

東藤議員。

○4番(東藤晃義君)

それでは、一般質問をさせていただきます。

旧鶴沼小学校は、田園空間として使用されて、まだ中には展示物が置かれています。外

壁も崩れ始めています。いつまでも置いておくことにはならないと思います。

この学校も私が小学校3年生のときだと思ったんですけど、そのときは本当に画期的な建物だなと思い、それから何年たったかわかりませんが、かなりの月日がたったと思っております。

また、もう一つは以前のごみ処理場であります地力増進施設についてはダイオキシンの問題もあると思われます。

中北空知廃棄物処理広域連合会でもタッチしてくれないようなので、町として独自でやらないといけないと思います。多額の費用もかかると思います。

そのうちやるということでもいいですが、温泉、道の駅の構想もありお金がかかることが多いので、今後の町の考えをお聞かせ願います。

○ 議 長

答弁をお願いします。

川畑町長。

○ 町長（川畑智昭君）

事前にお渡ししました答弁書が田空と処理施設がちょっと順序逆になっておりましたので、田空から先に説明させていただきます。

東藤議員のご質問にお答えいたします。

田園空間博物館につきましては、凍結などによる外壁の剥離を確認しており、平成30年度より休止しております。

現在は閉園に向けて展示物の整理を行っており、展示物の整理を終えた後、年次は未定ですが、解体する予定でございます。

次に、昭和57年、浦臼町における廃棄物の再利活用と有機物資源の活用を図り、環境の向上を効果的に推進するため、地力増進施設が稼働しておりました。

当初、農村地域農業構造改善事業の補助金を活用し、建設してから現在まで40年が経過しております。

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の規定に基づき、補助事業等により取得し、または効用の増加した財産の処分制限期間については、煙突及び焼却炉は35年となっており、既に経過しておりますが、それ以外の施設設備については処分制限期間を経過しておらず、解体すると補助金を返還しなければならない可能性があるという状況でございます。

今後については、関係機関と協議を進め、解体について検討を進めてまいります。

以上でございます。

○ 議 長

それでは、再質問ありませんか。

東藤議員。

○ 4 番（東藤晃義君）

今お答えいただいて、田園空間の方はそのうちやるということでも、建物を壊すというのはかなりの費用がかかると思います。

また、中に入っているものを、有志から集めたものばかりなので、そう簡単には投げられないと思うんですけども、置き場所、かなり中にいろんなもの入っていると思うん

ですけれども、どこかに仮置きをするのか、そのまま処分するのか、それを聞きたいと思います。

壊すのはいつというあれはなくてもいいですけど。

それともう一つ、地力増進施設ですか、煙突は耐用年数たっているみたいだけれども、建物、あそこに入っていた車などは違うところに立派な車庫を建てて、もう使わないなどは思うんですけども。あれもそんな簡単なものではないと思うんですけども、あともう一つ、以前、奈井江町があそこに物を投げていたと、共同でやっていたんですけど、その奈井江町の絡みもあるし、そんな何年もではないですけども、今後どういう試算するのかお聞きしたいと思います。

○議 長

横井課長。

○産業振興課長（横井正樹君）

まず、田園空間博物館の方につきましては、中に入っている展示物につきましては、文化財保存会の皆さんと中を確認していただいて、どれを残すべきかというのを判断いただいております。

その残した方がいいというものは残させていただいて、その後、さらに処分しなければならないものと、もしか返してほしいという方はいらっしゃらないかと思うんですけど、中身について必要なものがあるということであれば、その確認をしまして、その後、必要でないものについては処分させていただきたいと思っております。

内容につきましては、建物の解体と同時に処分させていただくのが費用が一番かからないかなと思っております。

以上です。

○議 長

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

地力につきまして、今ご説明したとおりなんですけれど、やはり一番心配しているのは、煙突の部分になります。当然すべて解体していかなければならないのですが、やはり構造上、煙突の部分が特に心配な部分となっておりますので、先行してその部分についてだけでもできないかということで検討を進めていきたいと思っております。

もう一点、奈井江町との関係につきましては、地力増進施設、平成14年から稼働を中止しております、その後、何度かその時期の担当者が奈井江町の方とお話をした経緯がございますけれど、そのときの時点の話では、互いに利用し合った施設をその町が解体してはどうかというお話があります。

具体的には、火葬場であり、消防庁舎ということになりますけれど、最終的な結論には至っておりませんので、今後また協議を進めていきたいと思っております。

○議 長

再々質問ありませんか。

○議 長

次に、発言順位2番、野崎敬恭議員。

野崎議員。

○ 2 番（野崎敬恭君）

コロナワクチンのコンパクトな接種証明書の発行はということで、町長にお聞きいたします。

ようやく国内のコロナウイルスが落ちつきを見せ、国民の緊張が和むのかなと思ったところ、またコロナウイルスがオミクロン株に変異してきました。

このような状況の中、浦臼町のワクチン接種証明書についてであります。民間旅行会社の国内旅行では接種証明書が必要との条件をつけるトラベル会社があります。

また、ほかにも接種証明書を求められることがあるのかもしれないので、コンパクトな接種証明書が必要ではないかと考えております。

国の接種証明書の発行は主に海外渡航、日本に入国のための接種証明であり、入国、出国時に申請が必要となり、一般住民には余り利用価値がないのではないかと思います。

このような中、さらに3回目のワクチン接種も始まります。電子証明書も含め、各市町村独自に多様な各証明方法があると報道もありますが、ワクチン接種を受けた際、ワクチン接種券以外でコンパクトな接種証明書の発行はいかがかお伺いいたしたいと思っております。

よろしくお願ひいたします。

○ 議 長

答弁お願ひします。

川畑町長。

○ 町長（川畑智昭君）

野崎議員の新型コロナウイルスワクチン接種証明書に関するご質問にお答えいたします。

議員のご質問の中にありました、国が発行する接種証明書は、海外渡航の際等に必要となるものであり、利用する場面が限定的である一方、国が示したワクチン・検査パッケージの確認においては、接種証明書のほかワクチン接種後に交付されている接種済証についても認められており、これらの確認方法としては、接種済証を撮影した画像やコピー等の写しの提示でも制度上、可とされているところであります。

本町がワクチン接種後に交付した接種済証については、当該部分を切り離すことによりコンパクトなものになります。

また、接種済証の紛失や破損等に対応するため、サイズ感は異なりますが、接種済証の再発行も行っておりますので、既存の接種済証をご活用いただきたいと思います。

以上でございます。

○ 議 長

それでは、再質問ありませんか。

野崎議員。

○ 2 番（野崎敬恭君）

結構コンパクトな接種証明書があります。これ、第1回、第2回と出ておりますけれど、今度第3回目が入ってきますね。また後に4回、5回と続くかもしれませんが、同じような方法でこれは3回、4回という証明書が発行されるわけですか。これは担当者さんでもよろしいですけれど、答弁お願ひいたします。

○ 議 長

齊藤課長。

○長寿福祉課長（齊藤淑恵君）

野崎議員の質問にお答えいたします。

現状、町長の方から答弁いたしました、野崎議員には行っていると思うんですけども、この部分ですと書かれているのは、1回目、2回目のサイズ感になっていると思います。

今回3回目の接種を行うということになった場合には、国の方から示されている様式がございますが、ごめんなさい、こういうのが来ているんですね。こういうようなA4版のものを配布しなさいとはなっているんですけども、それに関しましては1回目、2回目の接種記録を下の段の方に書くようになっており、3回目はその上の段に書くという形になっています。

見た目大きいのですけれども、折り畳むと必要な部分はA5版、これの半分ぐらいの状況になる予定でございます。

以上でございます。

○議長

再々質問ございますか。

○2番（野崎敬恭君）

ありません。

○議長

次に、発言順位3番、静川広巳議員。

静川議員。

○6番（静川広巳君）

それでは、令和3年第4回におきます一般質問をさせていただきます。町長に3点、質問をさせていただきます。

まず、1点目ですが、令和4年度予算編成の考え方ということでお聞きをいたしたいと思います。

令和3年度予算執行は、コロナで始まりコロナで終わると言っているほど、コロナとともに動いた状況だったとっております。

次年度予算編成に当たり、さきの町長の町政報告会でも一部施策もありましたが、この先のコロナ感染状況もわかりませんが、町長、また町として実行可能といたしたい予算編成の考え方についてお伺いをいたしたいとっております。

続きまして、2点目ですが、コロナ感染症ワクチンの対応についてであります。

コロナ感染症の予防対策としてのワクチン接種ですが、3回目の接種が行われようとしております。

町では1回目の接種が5月から始まっていますが、厚労省は原則8カ月後の接種を基本としていましたが、南アフリカで発生したコロナ変異株オミクロン株が日本にも入ってきたことを受け、2カ月前倒しになるような様相になってきております。

現段階のところ、町に対してはどのような通達が来ているのか、また先を見据えて町としての対応についてどのように進められるのかをお聞きしたいと思います。

3点目であります。冬の除雪対策についてであります。

住み続けてもらうためにということでお聞きをいたしたいと思います。

浦臼町も時代の流れには逆らえず、人口減少、高齢化、ひとり世帯、高齢化世帯が進行

しているのが現状です。

さらには、生活交通体系にも苦慮する時代になりました。

浦臼町も豪雪地帯で、冬の除雪には町民も苦労しているところです。

近年になり、個人宅の除雪が行き届かなくなりつつあり、除雪を請け負っていただける方々が減ってきているのと、請け負ってきている方々も高齢化してきており、今までのような除雪をすることが難しくなってきていると実感しております。

例えば、個人や何人かで組合をつくり、冬期間の小型ショベル等などのリースなど、4カ月程度ですが、一部を町が負担するなど、冬の間だけでも除雪の体制がとれるよう町民に呼びかけ、今後の体制づくりを考えていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

以上でございます。

○ 議 長

答弁をお願いします。

川畑町長。

○ 町長（川畑智昭君）

ご質問の1点目、令和4年度の予算編成の考え方についてお答えいたします。

先月末に開催いたしました町政報告会では、大きく3点の取り組みをお話しさせていただきました。

現時点でお答えできる範囲になりますが、一つ目が高収益作物への取り組みです。

国民の米の消費減少が続く中、追い打ちをかけるようにコロナ禍による米余りが発生し、来年度においても作付面積の減少が伝えられています。

米に代わる、あるいは補う収益源の多様化、分散化は以前から叫ばれていたところではありますが、新年度に向けてこれまで一部農業者で栽培されてきたニンニクを振興作物に位置づけ、町の新たな特産品として奨励していきたいと考えています。

そのため、町の農業施策全般を協議する、仮称になりますが、営農対策協議会の再設置、JAによるニンニク部会の発足に向け、準備が進められているところです。

今から40年ほど前、友成町長時代にアスパラを振興作物として一品一億円運動と銘打った奨励事業が展開され、町の特産品として育てていった経過がありますが、今新たな一村一品運動として農業者、関係団体の賛同をいただき、積極的に推進していく考えでございます。

新年度に向けては、可能な範囲で支援策を当初予算に盛り込み、より多くの農業者の皆さんの取り組みを促していきたいと考えています。

次に、駅前再開発の推進についてですが、先月検討委員会の土橋委員長が来庁され、委員の皆さんで協議された検討事項を報告いただきました。

コミュニティー施設と公園整備に関するさまざまなご提案をいただいております。本提案を基本として来年度設計段階に進めることを予定しています。

なお、町立診療所において、暖房等設備面の老朽化が著しいとの検査結果が出ており、診療所建て替えも含めた中で、年次的な計画を立ててまいります。

この件につきまして、別の機会に現段階での素案をご説明させていただきたいと考えております。

3点目といたしまして、公共交通体系の整備になりますが、先の議員懇談会でご説明申

し上げた内容となっています。

この後、別な形でのご提案をいただいておりますので、答弁は控えさせていただきますが、担当職員が何カ月にもわたり検討を重ねてきた結果であり、私も自信を持って説明に臨んだものであることを申し添えます。

その他に関しましては、現在予算案の作成中であり、事前調整、査定もこれからになりますので、以上とさせていただきます。

なお、コロナ禍の今後の動向によっては、日常生活を取り戻せる可能性もあり、これまで自粛してきたイベントや各種行事に予算を充実させ、町民が集い、にぎわいを取り戻すものにしていきたいと考えているところです。

続きまして、2点目の新型コロナワクチンの対応についてのご質問にお答えいたします。

追加接種の実施決定当初、国は2回目接種完了から原則8カ月経過後とし、地域の判断により6カ月経過後から接種可能との報道もございましたが、これは地域の感染拡大やクラスターの多発といった例外的な取り扱いを示したものであり、地域の自由な判断で6カ月経過後での前倒し接種を認めるというものではないとしております。

現在もこの通達に変更はなく、本町においても8カ月経過後の接種開始に向けた体制の構築に取り組んでいるところでございます。

本町においては、優先接種を実施した医療従事者等から順次3回目の追加接種が可能となりますが、65歳以上の高齢者から開始した一般接種につきましては、2月より順次追加接種が可能な時期を迎えます。

このため、2月から接種券付きの予診票の発送を開始し、3月からの接種開始を念頭に準備を進めております。

先を見据えた対応も難しいことから、今後は国の動向や通達等を注視するとともに、国から前倒し接種が求められた場合には、可能な範囲で対応してまいりたいと考えておりますので、町民の皆様のご理解とご協力をいただきたいと思います。

3点目の冬の除雪対策についてのご質問にお答えいたします。

雪国、浦臼町にとりまして、毎年の降雪により町民の日常生活や事業活動に支障のないよう除排雪を初めとする雪対策に取り組んでおりますが、高齢化が進行する中で、個人宅における雪対策は重要な課題であると認識しております。

現在、高齢者等を対象に高齢者世帯等除雪費助成事業を実施しており、多くの方々に活用いただいているところではありますが、本事業の受け手となる事業者の方々は、昨年度で企業で8件、個人で26件の皆さんにご協力をいただいている状況にあります。

議員ご指摘のとおり、作業に従事していただいている方の中には年配の方も多く、今後より厳しい状況になることが想定されるところです。

新たな受け皿づくりについてですが、有料サービスを実施している町内の受託可能な事業者や個人が一定の収入を得て除雪業務を請け負っている状況にあり、民間の事業活動を阻害するような組合組織の立ち上げにつきましては、行政が今の時点で主体的にかかわることは難しいと考えています。

今後の事業者数の推移を注視しながら、対策について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○ 議 長

それでは、1点目の再質問ありますか。

静川議員。

○ 6 番（静川広巳君）

私としては、来年度予算案で、ここはこうしたらいいのではないか、こうしたらいいのではないかという話はしません。

要は、来年度の予算編成の仕方を今までの形をそろそろ変えてはどうかなと実は思っています。

今、国際的にSDGsが出ています。さっき3番目の冬の除雪対策ということでは、住み続けてもらうためにということを書いてありますが、要はSDGsという部分では、持続可能な何だかかんだかというようないっぱいいろんな部分があって、その中に11項目あります。

今、もうこういう部分では浦臼の町にちゃんと住み続けてもらう、町がちゃんと生き残るために何をしようかという部分をしっかりやはり考えていく必要があるだろうと。

そのためには、今後考え方としては、令和4年度で実行できるものは何なのか、それからその部分で計画を立てて、では、3年後に実行できるもの、もしくはその間、一生懸命やって、そこで完結できるものは何なのか、さらに5年後にどうなのかという部分の組み立てを今後やっぱりやっていくことが、先々を見据えたものになっていくのではないかなと思っています。

これはある方なんです、本の中で介護老人ホームを運営している方なんです、10年後も見据えないと、もう今介護施設の運営はできない、建てられないというようなことを言っています。

今はいい。だけどこれから団塊の世代なりいろんな人が一時は増えるけれど、将来的には入ってくれる人がいなくなると、こうなった場合には、また介護施設がいっぱい余ってきたらどうするんだよという話まで、そこまでも今から考えていかななくてはならないという状況になっておりますので、そういった部分を見据えながら、やっぱり予算の組み立ては今後はそういう部分をしっかり考えながらやっていく必要があるのではないかなと思っていますので、その辺、町長、是非、予算の組み方をそういったものを取り入れて、どうかなと思っていますけれど、いかがでしょうか。

○ 議 長

答弁をお願いします。

川畑町長。

○ 町長（川畑智昭君）

ご質問の中身から、ちょっとそこまでは読み取れなかったのですが、より具体的な回答とさせていただきますところですが、確かにSDGsといいますか、もちろん取り込んでいかなければならない考え方でもありますし、ただ昨年総合振興計画ということで、そういう考えは余り含んでいない中での5年ですか、後期計画を示させていただいたところでございます。

基本的には、それがベースになっていくと考えておりますけれど、今静川議員が申し上げいただいたように、人口減少の波は浦臼町だけに限らず全国的な問題ともなっております。

すし、他の方からもご質問の中にもありましたけれど、本当に移住・定住対策をどうしていくのかという部分、何をやってもすばらしい効果を発揮できるというものなかなか見つからない時代ではありますけれど、今後はことしの予算編成にどこまで反映させていけるかどうかわかりませんが、可能な限りそのような考え方も取り組んだ中でものにしていきたいと思いますし、それは来年以降もそういう考え方で進めさせていただきたいと思います。

○議 長

再々質問ありませんか。

それでは、2点目の再質問ありますか。

静川議員。

○6番（静川広巳君）

コロナ感染ワクチンにつきましては、先ほどの協議会でも若干お話しもいただきましたけれど、かなりテレビ番組などで報道されておりますからあれですが、若干ちょっとお聞きしたいんですが、何人かの町民の方からなんですが、3回目の接種に関して、一つは引越したと、浦臼町から。こういう場合はどうなんだべねという話の一つあります。

当然、引越した先ではそこに住民票がありますから、多分そこからは来るのでしょうか、過去の1回目、2回目の接種は浦臼町で行ったという部分での何かやりとりが、移った方は何かこっちで1回目、2回目接種した情報がそちらに行くのかどうかちょっと分からないんですが、その辺は何かあるのかどうかお聞きしたいと。

それから、今浦臼町で進めようとしている3回目はどこで打つのかというか、1回目、2回目の場合はかかりつけ医という説明がありました。

浦臼町の診療所を中心として、かかりつけ医が地方であればそこで打っていただいて構わないということなんですが、今回もう既に1回目、2回目を接種しているという部分もあり、接種した人方も不安も大分払拭されている部分もあるのかなということを考えておりますが、その辺、うちの町としてはそろそろかかりつけ医云々というのか、まだそのかかりつけ医で打ち方をするのか、それとも全て浦臼町の診療所というのですか、浦臼町で打っていいですよという進め方になるのかどうかをちょっとお聞きしたいと。

○議 長

答弁をお願いします。

齊藤課長。

○長寿福祉課長（齊藤淑恵君）

静川議員の質問にお答えいたします。

1点目の引越した先での情報はどうなっているのかという部分に関しましては、国の方からVRSというシステムを各市町あてがわれておまして、それに全部誰がどこでいつ打ちましたよというようなことを入力することになっております。それが全て国の方で把握するシステムになってございます。

ですので、そのシステムを駆使すればどこの町で打っているかというのは分かることになりますので、引越先に行っても、あなたはここで受けたんですねというのが分かるようなことになっているのが現状です。

2点目の3回目の予防接種をどこで打つのかということに関しましては、現状、今のと

ころ浦臼町の診療所と考えてございます。

以上です。

○議長

再々質問ありませんか。

○6番（静川広巳君）

かかりつけ医の話は。

○長寿福祉課長（齊藤淑恵君）

お答えします。

かかりつけ医のお話を、当初始まる際に、どうしてもかかりつけ医でやった方が安全なんだという話を私の方から再三いたしました。ワクチンの配分の関係で、どうしても市町村に何本という形でワクチンが割り当てられるということから、住所地主義というのですかね、住所のあるところではけてくれという指令がかなり国の方から強く参りました。

それで、中空知管内いろいろ5市5町、医師会、病院、いろいろな関係機関と協議をいたしました。それぞれかかりつけ医ですということとは非常に困難ですということが言われまして、ごく一部に自分のところに長い間通ってくれているので、打ってあげていいよというような医療機関があったのは事実です。

ですが、3回目につきましては、まだそのようなことは明らかになっておらず、恐らく市町村の方で体制を確保してくださいというのが現状、かかりつけ云々という話が出てはいないです。

以上です。

○議長

再々質問ありませんか。

静川議員。

○6番（静川広巳君）

では、うちの町として、今回接種された方々のかかりつけ医も含めて、全てそれを把握しているという理解でよろしいでしょうか。

○議長

齊藤課長。

○長寿福祉課長（齊藤淑恵君）

保健センターの方では、先ほど言いましたシステムによって、全町民がどこでいつどのワクチンをどれだけ打ったという情報は集約しておりますし、それに伴う接種料もお払いますので、全てこちらの方で把握しております。

以上です。

○議長

それでは、3点目の再質問ありませんか。

静川議員。

○6番（静川広巳君）

3点目ですが、本来ですともっと早くこういった質問をして、今の冬に向けてなんです。なかなか今になってやはり正直言いますと、お願いしても除雪するのが大変だということを聞くものですから、何度か実は私のところにも相談しに来たんですけど、無理くり

業者に頼みました。お願いして。

結局、今ここに町長の方で答弁には民間事業者の活動を阻害するようになっているんですが、決して民間業者なり個人が組織的につくっている法人などもあります、かなりいっぱいいっぱい受けています。

そこをお願いしても、もうできないという答えもかなりいただいております、逆に今度今までやってくれた人はもう年をとってできないという話もかなり出ています。

こんなこともあって、これはちょっと先ほどのSDGsではないんですけども、ちょっと考え方を変えなければいけないのかなと。

その中では、やはりこういう企業を邪魔するわけではなくて、逆にそこも調整はちゃんとなるだろうと私は思っているんですけど、それと毎年すごく変わっていったらという気がしているんです。

除雪がもうその年、その年、その年の結構契約であったり、もうこれからずっとお願いしますねと言っても、次の年、やっぱりもうできないわと突然なってみたり、なかなか受け手の方も困るといことがあります。

だから、考え方としては、こういった方法もあるし、今町道をやっていただく除雪もあるんですけども、逆に思っているのは、今一人世帯の方とか、独居高齢者の方は普通の早朝みんな仕事に行く時間帯に雪はねをしてもらわなくてもいいということなんですね。

要は、皆さん、あいた時間に本当は雪はねをしていただける時間帯でもいい。だから通常の7時とか6時に朝来て、出勤するまでにはねてくれよというのでなくてもいいので、どこかで調整できないだろうかという方も結構おります。

だから、その辺、こういったものを含めながら、除雪の体制の仕方をその除雪をしてもらいたい方の意見も聞きながら、考えていただければどうかと思っていますが、いかがでしょうか。

○議 長

答弁をお願いします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

現実的にそこまで来ているという部分、人数を見ている限りでは、かなりの法人や個人の方がやっけていただいているということで、まだ充足しているのかなという意識はありましたけれど、現実的にはそういうことも起きているということですので、考えなければいけないのかなとは思っています。

公共交通もそうなんですけれど、これまで民の方で賄っていたものが、どんどん民が撤退するなり、高齢化するなりで、本当に賄え切れなくなってきているというのが今の状況だと思っております。

特に、JRにしても、中央バスにしても、撤退ということがもう決まれば、その後、なくするわけにはいきませんので、町が直接肩がわりするという状況にもなっておりますので、次から次へとそういう事象が発生してきているというのが現在の状況なのかなと思っています。

今、除雪に関しては初のご提案という形でお受けいたしましたので、今後に向けてはどのような形でやっけていけるのか、また町がどうかかわれるのか、ちょっと内部で相談した

上で実現可能であれば実行していきたいと思えます。

○ 議 長

再々質問ありませんか。

それでは、ただいまから休憩としたいと思います。

11時10分から再開いたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時09分

○ 議 長

それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

発言順位4番、折坂美鈴議員。

折坂議員。

○ 5 番（折坂美鈴君）

令和3年第4回定例会におきまして、町長に2点と教育長に1点の質問をいたします。

まず、1点目でございます。浦臼町防犯灯、街路灯設置助成規則の見直しを。

防犯灯、街路灯設置助成規則では、団体が町内において防犯灯、街路灯を設置する場合の助成金の交付について定められており、町内会が設置した防犯灯、街路灯の設置費用や維持管理費については2分の1以内を助成するとなっていて、実際には町内会の負担が60%、町の負担は40%となっています。

人口減少が深刻な問題となって以来、外灯設置の是非や費用負担についてたびたび議論になっています。

晩生内地区では、維持費を軽減するため一定数の外灯を撤去したことで、夜間の防犯対策上どうなのかという声もありました。

平成24年にはほとんどの外灯がLED化されましたが、取りかえ工事費用は全額町が負担しました。

その後の電気代、維持管理費は大幅に軽減されました。この様子は2ページめくっていただいて、資料、外灯組合電気料一覧表をご覧になったら一目瞭然なんですけれども、平成25年には総額で100万円以上の電気代の削減となりました。

私は、このときにもっと防犯灯としての公共性について議論を重ね、維持管理費についても町の全額負担を求めるべきだったと反省しています。

なぜなら、10年後にも来るであろうLED電球の更新費用や老朽化した外灯の建て替え費用についても町内会は60%負担しなければならないからです。人口減少はもっと進んでいるのです。

昨年は、ある町内会でJRの廃止によって、JRが踏切に設置していた外灯が撤去され、近隣住民の防犯上、必要として、新たに防犯灯を設置しましたが、町内会は設置費用の60%を負担しました。

その後、町内会長から負担割合について見直しを求める意見が出されています。

以前にも平成27年1定では、東藤議員の国道沿いの外灯のLED化を求める一般質問で、町内会の負担が大きいことも訴えていて、当時の斉藤町長は町内会の負担軽減につい

ては検討すると答えているのに、6年後の現在も手がつけられていません。

浦臼町の負担割合40%は余りにも少な過ぎると私は思っていて、自治体の負担割合について調べたところ、江別市では60%、釧路市は80%でした。

商店会が設置する場合は商業用とみなして60%補助、防犯灯と道路照明は全額市が持つというところもありました。

浦臼町では、平成18年に補助率をそれまでの50%から40%へと引き下げ、町内会の負担をかえって増やしています。

私は、人口減少によって、町内会の維持さえ難しくなっている現状とそもそも防犯灯の夜間における犯罪防止や交通安全確保に大きく寄与する公共性の高さから、全額町負担とするよう防犯灯、街路灯設置助成規則の補助率の見直しを求めるものです。

2点目であります。とじてある順番ちょっと違うんですけども、2点目は町長にです。産業観光推進グランドデザインの進捗状況は。

平成29年に始まったこの事業の委託料について調べてみました。各年度の事務報告書によると、平成29年、912万6,000円、平成30年、2,381万4,000円、令和元年、2,288万円、令和2年、595万1,000円、令和3年度分は予算書によりますが464万2,000円。

ですから、5年間で同じコンサルタント会社に合計6,641万3,000円支払われることになります。

加えて、平成29年、検討委員会18名、平成30年、検討委員会17名と推進協議会15名の皆さんに貴重な時間をいただき、鶴沼地区を拠点とした浦臼町の観光のグランドデザインについて話し合いをしていただきました。

その後は、町民の意見を聞く場を持たず、議会には令和3年2月に今まで検討した経緯についての説明をしたのを最後に、今年度は全く説明がありません。

令和2年4定において、東藤議員と私の質問に、町長は道の駅の建て替えについて、建て替えたいとは思っている。町民の皆さんからも再度ご意見をいただき、最終的な判断をしたいと答えていて、今年度の予算には推進協議会委員報酬を50万円確保し、基本計画の策定をすることになっています。

しかしながら、現在も協議会は一度も開かれていません。一体どうなっているのか、説明をいただかなければなりません。

これだけのお金と担当職員や検討委員さんが費やした時間と労力、そして老朽化した施設で道の駅の再整備を待ちながら営業を続けている関係者の皆さんの思いを町長はどう受け止めているのか、ここまで引き延ばした責任の有無を含め、私は町長にたださずにはられません。

次に、コンサルに委託した内容ですが、グランドデザイン基本計画策定業務委託概要として、交流拠点施設の基本計画、事業手法の検討、協議会などの開催は5回、報告書の作成となっております。

- 1、推進協議会を開かない理由は何でしょうか。
- 2、温泉施設、道の駅の整備についての町長の考え方を求めます。
- 3、事業の進捗状況と今後のスケジュールについて説明を求めます。

続いて、教育長に質問いたします。

浦臼町食育推進計画をどう活用していくのか。

農林水産省がことし策定した第4次食育推進基本計画では、SDGsの考え方を踏まえながら、多様な関係者が相互の理解を深め、連携、協働し、国民運動として食育を推進することとしています。

浦臼町では、令和2年4月に初めてとなる浦臼町食育推進計画が策定されました。

以前から食育推進計画の策定を訴えていた私にとって、大変喜ばしく、今後の食育推進計画の活用に大いに期待をするものです。

この計画に沿って、浦臼町の食を取り巻く関係機関が連携して食育に取り組むことで、栄養バランスを考えた食事を心がけたり、産地や生産者を意識して食品を購入することや環境にも配慮をする町民が増加することを望んでいます。

計画を策定したのは産業振興課ですが、実行するには長寿福祉課や教育委員会との連携が必要になると思います。

今回は、国の食育推進基本計画の中で目標とされている学校給食での地場産物を活用した取り組みが増加することのために、浦臼町教育委員会では、今後どのように取り組んでいくのかを伺います。

1、奈井江町との学校給食組合が解散したことで、今まで奈井江町の栄養教諭が食育について授業を行ってきた状況はどう変わったのでしょうか。授業時間は各学年どのくらいありますか。

2、学校給食に地場産農産物を取り入れることが学校給食を砂川市に委託する現在の状況で難しくなったことは理解しますが、市、町の垣根を取り除いて、JAが持つ生産組合や小規模な生産者組織なども含めて連携できる仕組みづくりを構築してはどうでしょうか。

以上です。

○ 議 長

それでは、答弁をお願いします。

川畑町長。

○ 町長（川畑智昭君）

折坂議員の1点目、浦臼町防犯灯、街路灯設置助成規則の見直しについてお答えいたします。

防犯灯、街路灯につきましては、浦臼町外灯組合にて維持管理及び新設・撤去の業務を行っております。

今回ご質問の、町と町内会の負担割合につきましても、外灯組合で決定されており、現在のところ外灯組合より負担割合について変更の要望などは受けておりませんが、今後外灯組合から要望がありましたら、検討してまいりたいと思います。

また、全額町負担につきましては、防犯灯、街路灯の公共性は理解しておりますが、外灯の設置や撤去について町内会の要望や必要性に合わせて設置しているものであり、その維持管理について一定の負担をいただかなければならないものと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

続きまして、産業観光推進グランドデザインの進捗状況についてのご質問にお答えいたします。

3点についてのご質問をいただいておりますが、前段におきまして、本事業のこれまで

の経緯、また現在町が置かれている財政状況と今後の見通しについてお話しをさせていただきます。

まず、産業観光グランドデザイン事業は、道の駅つるぬま再開発事業の中断から2年後の平成29年度に、道の駅、自然休養村センターと温泉施設、鶴沼公園の一体的整備を目指し、町民の皆さんの参画をいただき、基本構想の検討をいただいていたところでした。

その間、議員のご指摘のとおり大きな予算を投じて進めてまいりましたが、検討開始から3年目に、突然全世界的な新型コロナウイルス感染症という想定外の事態が発生しました。

あれから2年余り、日常生活に自粛を求められ、経済活動の停滞が続く中、さまざまな形で巨額な国費が投入され続け、今日に至っています。

コロナ禍以前にご検討いただいた構想案は、制約は余り設けず、委員の皆さんの自由なご意見、ご提案をいただき作成したものであり、提示された事業費も概算の域は出ないものの、本町の財政規模から見てかなり大きな事業費になっていたことはご報告のとおりです。

私が就任してからのこの2年間は、コロナ禍でのスタートとなり、あくまでもこれまでの構想をベースに事業年度の分散化、経費の削減、平準化に主眼を置いて再検討してまいりました。

昨年、鶴小跡地を利用した平地で建設した場合の試算、主要施設の複数年分散による事業費の平準化を検証してみましたが、削減効果はほぼないという結果でした。

ことは現行の温泉施設の改修利用の可能性を調査しているところです。

まだ最終結果は報告されていませんが、築後30年を経過しており、いずれにしても大きな経費がかかることは想定されるということです。

以上、これまでの経緯を述べてきましたが、コロナ禍による影響も含め、今後の本町の財政運営は決して楽観できるものではありません。

昨年度の決算でお示ししたとおり、町税、地方交付税、その他収入などで1年間の歳出総額を賄い切れず、財政調整基金で補てんするという事態が生じています。

財政調整基金で補てんしていく状況は今後も続くと推計しており、通常の財政運営を行ってれば基金を積み増しできた時代は既に終わったと考えています。

本町の歳入予算の約3割を占める地方交付税の動向ですが、国の基本方針では、「経済あつての財政」の考えのもと、ポストコロナに対応する地方財政対策として、令和6年度までは令和3年度の交付税水準を維持するが、それ以降については「国・地方を併せたプライマリーバランスの黒字化」を目指すとされており、国の本格的な歳出改革が本町の地方交付税交付額にどのように影響を与えるかは不透明ではありますが、人口減少などにより地方交付税が減少することが想定されるため、本町の財政運営が今後より厳しくなることは明らかです。

まだ見通せませんが、アフターコロナに向け、町に活気とにぎわいをもたらす本事業の効果に期待する気持ちは変わりませんが、今このタイミングで観光事業という分野へ莫大な町費を投じてスタートを切るべきなのか、他の施策として打ち出した建設事業もあり、すべてを同時期に実施することはできません。

何をやり、どういう順番で行っていくのか厳しい選択を迫られている状況にあると考えています。

委託契約の期間中ですので、この場では最終的な判断を示すことはしませんが、町民の生活に近い施策から先行して実施していきたいというのが私の基本的な考え方です。

それでは、3点目のご質問にお答えいたします。

1点目の推進協議会についてのご質問ですが、あくまでもこれまで示された構想をもとに事業に対する改善策や新たな提言を伺うために公募させていただきましたが、先の説明のとおり、財政状況、将来推計によって事業の可否を議論いただく組織ではないと判断し、開催には至っておりません。

2点目、温泉施設、道の駅の整備についての考え方、3点目の事業の進捗状況と今後のスケジュールについてのご質問ですが、以前にもお話ししたとおり、温泉施設も道の駅も再整備したいという思いは変わっていません。

ただ、巨費を投じ、一度始めてしまえば止めることが困難なこの事業を今スタートを切ることは、今後の財政運営に問題を起こす可能性が高いと感じています。

これまで長引いたことも問題だという認識は当然持っていますが、将来に不安を抱えたまま見切り発車することも責任ある行動とは思えません。

調査報告が出てからになります。年明けのなるべく早い時期に最終的な判断をご説明させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○ 議 長

河本教育長。

○ 教育長（河本浩昭君）

折坂議員のご質問にお答えをいたします。

1点目のご質問ですが、近年は新型コロナウイルス感染症の影響により、外部からの入校制限等も実施しておりましたことから、単純な比較はできませんが、通常時であれば、小学校につきましては、低学年、中学年、高学年1時限の対面授業プラス給食指導を年1回、そのほか全学年に給食指導のみを年1回実施、中学校につきましては、年1回全学年で給食指導のみを実施しておりました。

砂川市では、1人の栄養教諭が砂川市内五つの小学校と二つの中学校を受け持っておりましたが、浦臼町、奈井江町、上砂川町が加わったことにより、八つの小学校と五つの中学校を受け持つことになり、砂川市と協議し、栄養教諭の負担等を考慮した結果、各町年1回給食時に訪問、給食の様子を見学し、担当の先生との打ち合わせや助言などを行っております。

次に、2点目のご質問ですが、御存じのとおり学校給食につきましては、昨年8月から、これまでの奈井江、浦臼町学校給食組合から砂川市へ変更となりました。

ご質問にあります、砂川市に変更となったことにより地場産農産物を取り入れることが難しかったとのことですが、米飯につきましては、これまで同様に浦臼町産米を提供しておりますし、浦臼町産のジャガイモにつきましては、食数の違いから従前より多い量のジャガイモを使用させていただいております。

しかし、以前は直売グループである「ゆめや」との取引がありましたが、砂川市への移行後における取引はないと認識をしております。

その理由につきましては、価格や納品量等の問題があると聞いておりますので、そのあ

たりの折り合いがつけば、どなたでも取引は可能なものと考えてございます。

以上でございます。

○ 議 長

それでは、1点目の再質問ありませんか。

折坂議員。

○ 5 番（折坂美鈴君）

ちょっと質問の整理をしたいと思いますが、外灯は町が設置したものと町内会が設置したのがあります。

そのうち町が設置した分の維持管理費は全額町が負担していますが、町内会が設置したものの維持管理費は現在町内会が60%、町が40%負担しているという状況です。

今回はこの町内会が設置した外灯についても全額町が負担できないかと求めているところなんです。

その中で細かい規則があるようで、外灯を町内会が新しく設置した場合は町内会6、町は4という割合で負担しなければいけないんですが、撤去、移設は全額町内会が負担するそうです。

これはやはり勝手に撤去、移設しないようにということでこうなったのではないかと考えられますが、晩生内はそれでも維持管理できないということで、自分のところが全額負担しても撤去したんです。

修繕について、その費用は年間1本1,000円を町と町内会が出し合って積み立てるそうです。外灯組合でね。その中から支払われるといういろいろ細かい規則があるそうです。

その中で、今回の答弁で外灯の設置や撤去について、町内会の要望や必要性に合わせて設置しているものなので、その維持管理については負担をいただかなければいけないというお答えなんですけれども、そういう状況であっても、もう維持管理できない状態であるということをおわかっていただきたいということで再質問させていただきます。

この規則は昭和42年につくられた規則だそうです。このころの負担割合は5対5だったんですよ。この頃は人口も多くて商店もにぎわっていたということで、自助、自分たちでそういうお金も出し合うということも皆さん納得しておられたかと思いますが、この頃と現在では人口減少など外灯を取り巻く環境というのが大幅に変わったということですよ。

より公助の必要性がふえたという認識で皆さん聞いておられると思うんですけれども、私もそう思うんですけれども、平成18年には町の行財政改革によって、かえって町民の負担を増やしたんですよ。

これは調べてみて驚いたんですけれども、でもそれから平成18年からまた浦臼町の人口は減り続けたんです。

現在は1,690人、高齢化率が48.2%ですか。高齢化率が50%を超えると、限界自治体と呼ばれるらしいということは新聞でこの間見たんですけれども、浦臼町ももう高齢化率50%は目の前に来ております。

高齢者が多くなるということは、災害対策とか町民の安全を守ることを最優先としなければ、町はいけないのではないのでしょうか。

もう自分たちの身を自分たちで守ることが難しくなっているという今の状況なんです。

町内会を維持していくのに、また以前にもお話ししたんですけれど、会館を持っている町内会、会館を持っていない町内会もあって、会館を持っている町内会というのは、人口は多くないんですけれども、会館の維持費というものを払うのに大変な思いをしていて、廃品回収をやったりとかしているところもありますし、水道代が払えずに止めているところもあるんですよ。

外灯の電気代も毎年負担が増えています。平成25年にいったん減った電気料もまた徐々に、資料を見ていただくと分かるんですけれど、年々高くなっている現状があります。

人口減少の観点から、より公助の必要性が増しているのではないかとこのところの観点からのお答えを一ついただきたい。

それともう一つは公平性の観点であります。

町内会によって所有する外灯の本数が違うんですよ。以前から公平性に問題があるのではないかとこのことで、町内会からも声が出ておりました。国道を有する町内会は負担が大きいと言われていています。

昔はもしかしたら国道沿いにも商店街がいっぱいあったので、その商業用の明かりということで町内会が設置したのかなと思ったんですけれど。それで鶴沼市街とか浦臼市街は国道沿いに町内会が立てた外灯もあったんだと思うんです。晩生内はないんですよ。

それで、外灯を保有する本数が町内会によって違うというのはおかしいのではないかと、そういう声もありましたので、町が全額負担をすることで、そのことが解消になるんですよ。みんな公平になるんです。

そういう観点からも、もう一度考え直していただけないかどうか、再質問させていただきました。

○議 長

答弁をお願いします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

ただいま、詳細なご説明をいただきまして、内容、よくわかりました。

ただ、先ほども少しお話しいたしましたけれど、今のお話も細かく内容を聞けば、確かにそのとおりという部分はございます。

ただ、そういうことが他の分野でもさまざまな面で起きてきているのが現在の状況だと思っております。

外灯にかかわらず、先ほどの除雪の件もそうですし、昔は人口もいた、皆さん若かったという部分もありまして、特に大きな問題にならなかったものが今多分人口減少、高齢化で問題化してきているのだと思います。

そういう面で、その部分にかかわらず、あらゆることがいろいろな面で町の負担が求められている時代になってきているのかという思いはあります。

ですから、そういう意味でも、先ほども申し上げましたけれど、財政的に決して豊かな町ではないというのも前提としてあります。

そういう中で、いかにどの部分をどのぐらい町民の方にご負担いただくかというのも、

また考えていかなければならない部分ではありますので、全てを町にという部分につきましては、今の段階ではちょっとお答えしかねますけれど、再度外灯組合の方とお話しをさせていただきまして、今後の方向性についてはお話しをさせていただきます。それはお約束をさせていただきたいと思います。

ですから、今、何割削減するとか、ただにするとかということはお答えできませんので、ご理解をいただきたいと思います。

公平性の面につきましても、含めて検討していきます。

○ 議 長

再々質問ありませんか。

折坂議員。

○ 5 番（折坂美鈴君）

公平性の観点からも、もう一度検討をするというお答えをいただきましたので、期待をしたいと思います。

検討するというお答えをずっといただいているんですね。平成27年ですか、斉藤町長もそうおっしゃって、まだ実現されていないという現実がありますので、今回は是非40%という町の負担割合が低いと思っていられるのであれば、そこは変えていきたいということをごきちんとして、この場において規則を変更していきますというお約束をしていただきたいと思うんですけど、是非この場でお願いいたします。

○ 町長（川畑智昭君）

一つだけ約束します。4割を5割に改めます。そこは約束します。

けれど、それ以外につきましては、今はお話しできません。よろしいですか。

○ 議 長

それでは、2点目の再質問ございませんか。

折坂議員。

○ 5 番（折坂美鈴君）

ランドデザインの今後の状況、今までの経過についての答弁をいただいたんですけども、こういう町長の素直なお気持ちといいますか、現在の状況というのを説明いただいたのは初めてかと思うんですね。

本町の財政状況が余り芳しくない中、観光事業に莫大な町費を投じてやっていいものかどうか、ほかにもやりたいことが出てきたので、すべてを同時期にやることの是非について、まだ悩んでいるという、そういう状況が受けてとれたんですけども、そういう問題を町民にも諮らず、議会にも諮らず、今まで何年来たんだらうというところ、ここをやはり追及しなければいけないと私は考えております。

こういうことを続けていては、町民の信頼を失うということをご危惧するものであります。

月形町も揺れておりますよね。新聞に載っておりますけれども、道の駅建設でもめております。

新聞でも報道されておまして、12日の道新記事によりますと、道の駅整備は鉄路廃止後の地域拠点施設の整備と同時進行で議論されてきたとあったので、ああ、これは浦臼町と一緒にだと思ったんです。

この地域拠点施設整備については、月形町も審議会の答申を受け、月形町の校舎を再活

用して整備することが、こちらは決まったようなんですが、道の駅については何も触れられておらず、町が唐突に皆楽公園に整備する案を8月に公表したということで、唐突に来たものですから、やはり議会と町民が反発したということが書いてありました。

町長は9月定例会で陳謝したとあるように、町は施策を実行するに当たって、町民の意思を無視してはできないということがこれで分かったと思うんですよね。

浦臼町でも、同じように審議会が行われておりました。これは浦臼町周辺に交流施設を建ててほしいというそういう審議会があって答申を受けて、先ほどの答弁から来年には基本計画、建設に向けての計画が進むということも聞いております。

では、道の駅はどうするんでしょうかということろはみんな疑問に思っているところで、晩生内の町政懇談会でそういう意見が出たんですよね。

どうするんですかと町民に聞かれて、町長は、道の駅建設に20億円かかると言われているんだよと。それで検討中だというお答えをしていたんですけれども、その話は議会はまだ何も聞いていない段階で、町民にそのようなお話をされるというのは、私は疑問でありました。

それで、今回のこのお答えだったので、そういう悩んでいらっしゃるということは、今分かったところでありますが、検討委員会を開いていないということは、私は問題で、今後どうするのかということを検討委員会で決めなければだめなのではないですか。

浦臼町周辺整備の審議会ってありましたけれども、疑問なんですけど、月形町のように道の駅整備について、ここの審議会が意見することはできませんよね。

道の駅をどうするのかという意見、こっちが先でこちらは後にするのかという、そういう意見が言えるのは、浦臼町の全体をグランドデザインする検討委員しかないと思っておりますが、その位置づけがはっきりされていないので、その検討委員会はまだ開かれていないというか、そういう組織に諮る段階ではないという答弁だったと思うんですけれども。予算も通っているんですよね、この検討委員会をするというもので。10名程度の検討委員でやるということで50万円という予算も通っていたし、その内容について予算委員会での説明では小さな交流拠点による事業を推進する調査検討の費用というのが入っていると言っていたんですけれども、その小さな交流拠点というのがたびたび出てくるので、私はこれは何なんだろうと思って。この駅周辺の交流施設のことをこのグランドデザインで検討すると言っているのかなと。そこがちょっと分からなかったものですから、その辺のことを伺いたいと思います。小さな拠点整備というのは何のことですか。

おととしにいただいた報告書の中にもその小さな拠点づくりというところが出てきておりまして、当初温泉や道の駅、鶴沼公園を中心としたエリアを交流拠点として集中的に整備し、その後、町内に小さな拠点を配置することを想定したそうです。

しかし、JRの廃線などもあり、駅周辺に小さな拠点を整備し、それぞれの地域の拠点性を確保しながら、その後に温泉や道の駅、鶴沼公園を中心としたエリア交流拠点の整備を進めるとはっきりこの187ページに書いてあるんですよ。

もう最初にその駅前の交流拠点、ここを整備することはもうこの時点、おととしの時点で決まっていたのかなと、これを読んで思ったんですけれど、そういう説明を議会は一度も受けていないんですね。

その辺の整理をお願いしたいと思います。小さな拠点というのはどのことを指している

のかということと、その検討委員会が何を議論する場であったのかという位置づけ、その辺の説明をいただきたいと思います。

○議長

答弁をお願いします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

検討委員会の位置づけといいますか、当初予算でつけさせていただきまして、設置を想定して進めていたところでは。

説明の中にも申し上げましたように、5年という期間がかかったというのは、御存じのとおり3年間につきましては斉藤町長時代の3年間で、2年間は私になりますけれど、私が就任した当時にコロナというのが世界的な規模で発生したというのが一つ大きな転機にもなったものでございます。

説明の中にも大きな事業規模になってきたというのは、このあたりは皆さんにもご説明させていただいたかと思っておりますけれど、20億円という言葉がちょっと出ましたけれど、皆さんの段階には15億円程度の数字をお知らせしたかと思っております。

20億円というのは、本当に概算の数字になりまして、外構ですとか本体工事以外の部分を加算したらこの程度ではないかという、まだ見込みの段階の数字にはなりますけれど、その程度が想定されているという意味で、ちょっと口にしてしまったのが申しわけなく思っておりますけれど。本当にこれだけの規模の金額をかけて今この事業をスタートを切るべきなのかというのがずっと私の就任時からの考え方の基本にありました。

もう少し、町民の方の交流施設ですとか、児童公園ですとか、そのあたりを先に進めるべきではないかというのが本当に就任時からの考え方になりました。

そんな中で、15億円であり、20億円という数字がまだ概算とはいえ出てきたものですから、今申し上げたように本当に今立ち止まるべきではないかという考え方が基本にあります。

そういう中で、検討委員会を立ち上げて、さあ、どういう事業にしていきたいと思いますということを改めて問い直すというのですか、少なくとも検討委員さんには前向きな事業をどうよくしていこうかという部分をご検討いただく組織であるという認識で予算もつけたところではありますけれど、現在の私の考え方からいけば、まず今これをやるべきなのか、とどまるべきなのかという判断が先にあるという思いでございます。

ですから、この事業をどうしましょう、その中身ではなく、やる、やらないを検討委員さんにお諮りするというのは、ちょっと違うのではないかという思いが私にあります。

これだけお金をかけ、時間をかけ、人手をかけて、これまで費やしてきたものがあります。

それを今立ち止まろうとしているのは、検討委員さんにご意見をいただく部分ではないという、私が決めるべき部分だという考え方がありますので、検討委員さんの公募までいたしましたけれど、招集に至っていないという状況にあるのが現状です。

○議長

小さな拠点づくりについての回答をお願いします。

副長。

○副町長（石原正伸君）

小さな拠点づくりという部分で、構想案に文言として出てきていますが、これはコロナの関係で分散型の観光という部分の視点が出てきています。

そういった意味で、国交省の事業で小さな拠点事業というのが、コロナが発症したタイミングに見直しの事業が展開されていますので、うちの構想の中でも大きな施設を一つ集約する施設を造るのではなくて、分散しながら宿泊機能については町内に分散させることもできるだろうとか、農産物、いろんな特産品についても町内1カ所ではなく、小規模なものを分散することができるのではないかという視点で計画の中に盛り込んでいる内容と理解してございます。

具体的なものは書かれていないと思うんですけども、考え方の方向としては新しいこれからの時代に向けてコロナも見据えた分散化という視点で書かれてございます。

以上でございます。

○議長

再々質問ありませんか。

折坂議員。

○5番（折坂美鈴君）

よく分からないですね。小さな拠点づくりという方向性はアフターコロナの時代に向けていい考え方かもしれないですよ。まだもうちょっと議論しなければいけないと思うんですが、そういう方向性に決まったわけでもないんですか。

いろんなところに宿泊施設をなくして、キャンプ場や空き家を利用して、そういうところに分散させようという考え方、町民の交流施設は浦臼地区に建てようという考え方、それでもって進んでいたのかなと思っていたんですけども、その方向性もまだ決まっていないということなのか。その確認が一つと、本当にわからないんですよ、どこまでいってるのだからね。

まちづくり会社についても、ほかのところからですけども、もう決定したかのような話も聞こえてくるんですよ。そのことについてはどうでしょうか。

それで、町長がどうするかということですね。やるか、やらないかということを検討委員会に諮るわけにはいかないとおっしゃったんですけども、やるんですよ。やるしかないのではないですか。今まで幾ら使ってきたんですか。これを途中で止めるわけにはいかないんですよ。

そこをしっかりと町長が判断していただいて、やるんだけれども、方向性はアフターコロナを考えてこうしていくとか、そういうことを町長がはっきりおっしゃらないから、みんな困っているのではないですか。

どういう状況で進んでいるのか全く分からないし、お金だけは委託先にどんどん払うことになっているし、何の説明も受けていないので、議会もどうすることもできていないんですよ。

そこはきちんと皆さんの前で言うていただかなければなりません。コロナは言い訳にはなりません。どこも同じ状況であります。

アフターコロナだから、今ちょっとハードの事業はできなくても、ソフトの事業だけでも、サイクリングコースを整えているところもありますよね。キャンプ場を整備して、グ

ランピングですか、家族連れと小さなグループが来てくれるように整備している町もある。

浦臼町もそういう方向で何か進んでいるのかなと思ったら、実際は全然進んでいないという状況、これはみんなを不安にさせますよ。

きちんと方向性については町長のリーダーシップを発揮していただいて、そこで町長の責任として言うていただければならないと思っています。

道の駅再整備については、斉藤町長が始めた事業であっても、川畑町長も公約で掲げているので、任期中には形にする責任があると私は思います。

そして、町民との合意形成の手法には町民との対話を掲げていたんですよ、公約で町長は。それを実行されていない。私は期待すると申し上げてきたので、大変残念です。

川畑町長になってから、ランドデザインの検討委員会は一度も開かれておりません。着地点が見通せなくて、不安が募るばかりであるのは町民皆であります。

水面下で議会も町民も知らないうちに、もうここまで決まりましたと出されても、これは許されないことです。きちんと説明をいただかなければなりませんので、町長の決意と、まちづくり会社の今後についてお伺いしたいと思います。

○ 議 長

答弁をお願いします。

川畑町長。

○ 町長（川畑智昭君）

答弁の中でも申し上げましたけれど、きょうは結論を申し上げる場ではないと思っておりますので、最終的な決断の答弁は控えさせていただきます。

ただ、この2年間は、先ほど答弁の中にもありましたけれど、いかに大きな事業費を削減するか、分散化するかというところに主眼を置いた2年間だと、私としては考えております。どのように捉えているかわかりませんが、町に対する負担、将来的な借金を抱えての町政運営となっていくわけですから、当然先を見据えた上で方向性を出していかなければならないというのはご理解いただけるかと思っておりますけれど。それを実際に今回の事業費で事業を削減できる案プラス将来の見通しを含めた中で最終的な決断をしたいと申し上げておりますので、年明けになりますけれど、皆さんの前でお話しをさせていただきたいと思っておりますので、今は最終的なものはお答えを差し控えさせていただきたいと思っております。

まちづくり会社といいますか、先ほどの小さな拠点もそうですけれど、今回のランドデザインの中では、ハードがメインですけれど、ソフトもかなり多様な面でいろいろなアイデアが出されてきているのも事実でございます。

ハードはなかなかすぐには手をつけられないという面はありますけれど、ソフトにつきましては一部でも取り込んでいけるものも見受けられますので、それにつきましては引き続き提案をいただいておりますので、検討を重ねていきたいと思っております。

以上です。

○ 議 長

それでは、3点目の再質問ありませんか。

折坂議員。

○ 5 番（折坂美鈴君）

ただいまの答弁にちょっとだけ意見を言わせていただきますと、検討委員会が始めたブランドデザインでございます。産業観光推進ブランドデザインでございます。今後のことについても判断をする前に検討委員会にきちんと諮っていただきたいというのが一つと、議会に対しては来年の委託業務をまたコンサルにするのかどうか、そののところもはっきりとしたお答えをいただかなければならないと思っております。

それでは、教育長に再質問をさせていただきたいと思うんですが、農水省が示した第4次食育推進基本計画の中では、重点的な目標として地場産物を使用する頻度を上げるとか、栄養教諭がそういう地場産物を使っていますよという説明をする回数を増やすという具体的な案も載っているんですけども、今ご答弁をお聞きしますと、かえって後退しているといえますか、そういう状況が見えてきました。

地方がそういう状況なんだなということはちょっと理解したんですけども、栄養教諭が今まで担っていた分の回数がかえって減ってしまったんですけども、砂川市でそんなに回り切れないということで。

それでしたら、栄養教諭を重点配置をしてほしいという要望をするとか、あるいは町に栄養士いらっしゃるので、栄養士が栄養教諭の分を兼ねることはできないのかという、そういう要望もできると思うんですけども、その点についてはどうでしょうかということと、あとどの町、市でも食育推進計画というものはあるのではないのでしょうかと思うので、そういう関係する市、町、それからJA、いろいろ関係機関あると思うんですけど、協議会みたいなものを立ち上げて、どう子供たちの教育として食育を取り上げていくかということは話し合っていかなければならないのではないかと、重要な問題ではないかと思えます。

先ほどSDGsの話も出ましたけれども、やはり教育は大事ですよ。食育の観点から食品ロスの問題もあります。しっかり指導していただきたいと考えますが、いかがですか。

○議 長

答弁をお願いします。

河本教育長。

○教育長（河本浩昭君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。

まず、地場産物の提供回数ということでありますけれども、これは例えば浦臼町でとれたものだけが地場産品なのかどうなのかという、ちょっとそこら辺が難しいんですけども、必ずしもそうではなくて、地場産品にはこだわっておりまして、米につきましてはすべて砂川給食センターの管内のそれぞれの町の米を使っておりますし、先ほど答弁で申し上げましたとおりジャガイモにつきましてはJAピンネのものを使っている。

しかも、全体の食数がふえましたから、ジャガイモについてはかなり使っている頻度が増えております。

それから、米以外の給食、例えばパンのときだとか、めん類のときもあるんですけども、それにつきましても道内産の小麦を使っているということで、これにつきましても地場産物を使っているということになるのではないかなということで配慮いただいているなと考えております。

それから、栄養士の直接的な指導ということですが、これにつきましては栄養士

の主たる業務が給食の管理ということになりますので、やはり対面での授業をすべての学校でクラスでということにはなかなか難しい面があるのかなと思いますけれども、そもそも食育自体が栄養教諭自体が直接行うものではなくて、学校自体が取り組んでいく、学校として取り組んでいくということでもあります。

それで、町が令和2年ですか、食育推進計画を策定したということでもありますけれども、それ以前から学校計画には小学校、中学校ともに食育の年間の推進計画というのがあり、策定しております、それに基づいて食育というのはそれぞれの授業の中でいろいろやっております。

例えば、ことしでいえば、小学生は毎年田植えの体験だとか稲刈りの体験をしておりますし、今ちょっとコロナでできておりませんが、そば同好会の皆さんにそば打ちを教わったり、そういう体験もしておりますし、例えば小学校であれば、生活科、国語科、理科、社会、家庭科、もろもろの授業の中で食育に関連する部分というのは授業でやっておりますし、中学校においても社会、理科、家庭科、保健体育、道徳、総合学習、さまざまな教科の中でそれぞれ食育が推進されていますので、決しておろそかにしているということではないと考えております。

それから、協議会を立ち上げてというお話もありましたけれども、これにつきましては現在各学校で取り組んでおりますので、その必要はないのかなと今のところ考えておりますけれども、必要だと判断した場合には、そういう方策もあるのかなと考えております。

それから、学校全体の授業時数にそれほど余裕がないので、例えば食育の時間をもっと増やせば増やすことにしたことはないと思いますけれども、それもなかなか難しい状況だということもご理解をいただきたいと思います。

それから、町の栄養士ということでございましたけれども、それは今後検討して、指導いただけるかどうかというのは一つの案として検討可能だと考えております。

以上でございます。

○ 議 長

再々質問ありませんか。

折坂議員。

○ 5 番（折坂美鈴君）

さまざまな取り組みを食育の観点でやられているということはよくわかりました。

地場産物もたくさん使っているんだというお話もあったんですけども、これを言わなければ分からないではないですか。子供たちに伝えなければ。

なぜ、地場産物を使うのかとか、生産者がこういう思いでこの物を作っているんだよということをお話しする、そういうことが栄養教諭に求められているのかなと思うんですけども、その部分がもうちょっと掘り下げていただきたいなと思うことと、栄養教諭が必ずしも対面で授業を行うことだけが食育ではなくて、各町にいる栄養士が教師にいろんな授業のときにこういう食育の観点からお話をしてほしいという指導はできると思います。

その中にSDGsの考え方も含めながら、教師に対して栄養士の指導ということも考えられると思いますがいかがですか。

○ 議 長

答弁をお願いします。

河本教育長。

○教育長（河本浩昭君）

そのとおりだと思います。基本的には。

ですから、SDGsの観点から、わざわざ遠いところから燃料をかけて運ばなくても近くのものを食べられれば、時期的な期間もありますし、そういった観点もそうでしょうし、いろいろな観点からそれは先ほども申しましたけれど、給食の栄養指導の中だけではなくて、社会科であるとか理科であるとか、その他の総合学習であるとか、いろんな観点から子供たちには学んでいただきたいと思っておりますので、基本的には議員おっしゃるとおりだと思っております。

以上でございます。

○議 長

ただいまから、昼食のため休憩といたします。

午後1時30分から再開いたします。

休憩 午後12時04分

再開 午後 1時30分

○議 長

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

それでは、発言順位5番、牧島良和議員。

牧島議員。

○7番（牧島良和君）

第4回定例会に当たり、町長に3点お伺いをいたします。

前回は質問を項目として起こしたところでありますが、今協議されている公共交通について質問をいたします。

町はこの間、アンケート調査を行い、利用者に向けて路線等についての説明会を開いたところであります。

アンケートは、全体の25%を回収したもので、未回答がまだまだ多いと考えています。

また、直近の1週間についての問いであるため、通年の行動がなかなか読みにくいですが、しかし今回の町の提案は今後利用される学生、通院者にとってより利用しやすい公共交通の実現に近づくものと考えています。

今回示された体験について、いろんな工夫をしながら提案もされているところでありますけれども、ただいま申し上げました2点について、どのように考えているのかお伺いをいたします。

私は、より具体的、行動の把握のためのデータ収集がまだ必要だと考えております。

でなければ、端的、毎日空気ばかりを運んでしまうのではないかと危惧をします。

特に、砂川市立病院をはじめ、医療機関への利用頻度については、より明らかにすべきではないかと考えております。

その上での砂川市立病院への運行ですが、本年7月29日の議会常任委員会での資料、

新浦白線では1日往復19.5人と報告をされ、うち何人が医療機関を利用しているのか。

町実施のアンケートの結果、11月9日付での報告、24ページでは14人、これは週ですから、週で割り返しますと1日当たり2.8人となります。

集計の量からして、差異はあると考えますが、病院への利用者がこの数字を見る限り少ないと考えております。だが、なくてはならない運行であるとも考えます。

そこで、提案の浦白町から滝川への委託路線の運行と砂川行きの路線は奈井江駅までとし、本数を増やす提案はこのアンケート調査、あるいはこの間の資料をもとにしたものとして、私も同意、賛成をするものであります。

砂川市立病院をはじめ、医療機関へはタクシーとし、利用負担は片道600円、浦白の自宅から医療機関へとしてはいかがでしょうか。

つけ加えますが、高齢者ですと待ち時間とか乗り合い時間、ここのロス、それから路線、あるいは委託をかけている線に乗るとしても、そこまで行くまでの状態、これはやはり高齢者にとっても病を抱えている人にとっても大変重たい時間ではないかと思うからであります。

また、高校生の通学についてですが、今進路指導の中にありますが、仮に浦白駅より以南に通学者がいるとき、その方法が必要とも考えます。

また、これら交通体系に回数券、定期券、料金設定はどうなるのか、今回の提案は車両維持費、燃料費等についてどのくらい今の時点で見積もられているのかをお尋ねいたします。

二つ目についてであります。2点目については2年度農業予算としておりますが、農業新聞、それから北海道新聞に来年に向けての転作にかかわる農水省の考え方が出されています。

これらをもとに、町がどう考えるのかという点で、大見出しですけれどもお伺いをするものであります。

農水省は、11月25日、21年の農林水産関係補正予算を自民党の農林合同会議に提出したところであります。

また、自民党農政基本政策検討委員会で22年度からの水田活用の直接支払交付金見直し方針を提示いたしました。

それで、これらは北海道、本町においても大変な問題だと受け止めているところであります。

11月26日の農業新聞を示し、見出しの方針、見直しの方針、項目について、本町の面積と金額について示していただきたいと思っております。

令和3年度の転作について、どのような数字が予想されるのか、新聞報道の域でありますと、ご案内のように11月25日に国は部会に提案をしているわけですが、その後、一部11月の30日、わずかな時間で変更もされていますから、それらを受け止めるのもまた理解をするのも大変だと思いますが、予想される数値で産地交付金で作付転換を広げた際についてどうなるのか。

飼料米など複数年契約をした際についての数字がどうなるのか、交付対象、この25日の時点では過去5年間で一度も水張りをしていない水田となっているところでありますけれども、今申し上げたように報道自体も自民党の政府部会の中でも30日にまた変更され

るとなりましたから、今の時点ではこれから5年間水張りをしない面積というのは、前年度に引き続くものとしての数字が見えるものと思いますから、どのくらいあるのか。

また、牧草への戦略作物の助成について、多年生牧草で収穫しただけのものについての面積がどうなるのか。

畑地化支援にあっては、高収益作物で畑地化した場合だけの支援をするとなっていますが、それぞれの面積及び金額について、本町における影響はどのくらいになるのか、その点を正確にしながらか、次の議論としたいと思っています。

三つ目には、難聴者への補聴器購入の助成を求めるものでありますが、空知中部広域連合の資料によりますと、本町の高齢者人口は令和2年度で850人、48.2%であります。

全国で推計される日本の難聴者のうち補聴器をつけているのは14.4%に過ぎず、欧米に比べて大変低い水準になっていると文献に書かれております。

その一つの理由が、1台当たり平均15万円と言われる価格の高さにありますが、加齢性難聴は日常生活を不便にし、生活の質を落とすだけでなく、うつや認知症の原因にもなると指摘をされています。

高齢者が心身とも健康でいられるために、補聴器の購入について、町の助成制度を求めますが、いかがでしょうか。

以上、3点についてお伺いをいたします。

○ 議 長

答弁をお願いします。

川畑町長。

○ 町長（川畑智昭君）

牧島議員の1点目のご質問にお答えいたします。

アンケート調査につきましては、議員ご指摘のとおり回収率が高いものではないと認識しております。

また、直近1週間の問いであるため、通年の行動は把握できておりませんが、町民の皆さんが公共交通についてどのように思われているのか、ご意見、ご要望を把握することができたことは有意義であったと考えています。

これまで検討を続けてまいりました令和4年10月からの新しい公共交通につきましては、アンケート結果に加え、町民の皆さんから日ごろ寄せられたご意見やご要望をもとに、国民健康保険や後期高齢者医療の通院状況分析、また令和2年度介護保険ニーズ調査時に実施した浦臼町独自調査結果なども盛り込んだ運行内容としております。

特に、アンケートと結果やニーズ調査時の独自調査結果でご要望が多くありました、町営バスの休日運行、浦臼町から砂川市までの直行便については、令和4年10月からの運行を開始し、それ以外のご意見等につきましては、今後の公共交通の利用状況を勘案しながら、検討してまいります。

続きまして、自宅から砂川市立病院をはじめとする医療機関へのタクシー利用に関するご提案ですが、過去に同様の手法について検討したことがございまして、町内保有の車両1台では対応が難しいこと、本社の車両にも対応できるほどの余力がないなど、事業者との調整が整わなかった経過がございまして。

また、砂川市方面を經由させる理由には、医療機関への通院のほか、札幌市や旭川市方面へのアクセスを可能にするため、JR特急や高速バスなどの交通機関につなぐ目的もあることから、バス路線を延伸して運行しようとするものでございます。

また、障害のある方や要介護の方で、介助が必要な方につきましては、引き続き社会福祉協議会で運行している福祉有償運送をご利用いただくことを想定しており、ご自身で乗りかえできる方につきましては、自宅から浦臼駅まで乗合タクシーをご利用いただければ、各方面へのバスと接続されますので、ご利用いただきたいと思います。

次に、浦臼駅以南の高校生の通学につきましては、過去に町営バス晩生内線の利用が極端に少なかったため廃止した経過がございますので、これまでと同様に乗合タクシーをご利用いただきたいと思います。

運賃設定等についてですが、回数券や定期券も含めて、現在検討しているところではありますが、浦臼町から町営バス及び中央バスを利用してかかる現状の運賃に近い金額を予定しております。

また、回数券につきましては、滝川行き、砂川行きでも利用できるように運行事業者と協議しており、利用しやすいように検討してまいります。

最後に、車両維持費及び燃料費ですが、砂川行きの路線バスにつきましては、運行負担金に含まれる予定で、滝川行きの町営バスにつきましては、今のところ年間約175万円の経費を見込んでいます。

続きまして、2点目、国の次年度農林予算についてお答えいたします。

米の転作助成である水田活用の直接支払交付金につきましては、議員ご指摘のとおり見直しが報道されているところであります。

その見直し内容について、報道のとおり変更された場合の本町の影響額等につきましては、令和3年度の実績に基づき試算いたしますと、産地交付金の転作物物拡大加算の廃止により3,718アール387万5,000円の減額、飼料用米・米粉米の複数年契約加算の見直しにより4,886アールで586万3,000円の減額となります。

交付対象の5年間水張りをしていない水田の対象外では、令和3年の非水張り転作面積5万5,913アールのうち87.3%の4万4,845アールが対象外となります。

草地への戦略作物助成では、現在1万6,394アールで5,737万9,000円の助成額ですが、通常5年から10年サイクルで播種するため、多年生草地で収穫のみを行う年度の助成単価変更により、およそ3分の1程度になるものと見込まれています。

畑作化支援につきましては、実績がありませんので影響額はありますが、今後畑地化を計画する場合には、作物について留意する必要があります。

続きまして、3点目、難聴者の補聴器購入費の助成につきましては、障害者総合支援法により、聴力が規定以下の場合に医師の書いた補装具交付意見書をもとに補聴器の見積書もらい、給付申請書、補装具交付意見書等とともに担当窓口申請した後、心身障害者総合相談所の判定などの決定した場合に、購入費用の支給を受ける制度があります。

利用者の負担は、世帯の所得に応じた負担、負担上限額か、あるいは1割に相当する額のいずれか低い方になります。

利用者負担上限額は、生活保護受給世帯や市町村民税非課税世帯はゼロ円、課税世帯は3万7,200円となっております。

補聴器の耐用年数は5年となっており、それを過ぎた場合にも再度制度を利用することができます。

議員の提案でございます内容は、他の補装具支給との公平性の観点から、現在は実施の予定はございません。

加齢性難聴はだれにでも起こり得るものですが、大きな音を聞き続けることを避けることや、動脈硬化症を予防することで進行を遅らせることも可能と言われていることから、個人に合わせた生活運動指導や栄養指導を行うほか、閉じこもりを予防し、社会との交流を継続するために介護予防事業への参加を促していきたいと考えております。

以上でございます。

○議 長

それでは、1点目の再質問ございますか。

牧島議員。

○7番（牧島良和君）

1回目に質問した中で、7月、それから秋と議会へ町の報告、それからアンケートの結果等について案内があり、学習する時間がございました。

今回、私、町にお金が余っている、どこにどう使うかということがやはり基本にあると思いますから、その中でどれだけ限られた予算でどう充実させるのかという視点で、私なりに考えていくときに、とにかく病院に通うのにどうするかと、プラスご案内あったように、見舞いも含めて、あるいは他の町村との交流、あるいは親戚へと、そういう乗り継ぎも含めてという幅広い視点での町の予算付けであります。

それで、全体を通して見ると、今回の10月からの予算については、例えば滝川市へ向かうときに、2往復確保していただいたので、9月の私の設定は朝1、夕2という設定をして、それから見ると朝2便という点では学生さん、それから医療機関プラスアルファというところの利用のしやすさというのは、これは設定としていい形だったなと思いますし、そうしたことで現況、病院に通われている方もよかったと、私、聞いています。

これが全体の予算で見たときに、10月以降の滝川方面への予算として、10月からその半年間の分を見ると327万円という数字が出ていて、それを予算立てしながら、次の1年間となったときに654万円ということで、6カ月の予算と1年の予算という点ではそのまま掛けたものが予算として打ち出されているところです。

それで、便数が少なくなることで、その前段の1年間の予算等からすれば、少なく圧縮されているなど見るところです。

それで、後にも述べますけれども、こここのところの便について、今滝川線についての費用が百七十何万円ということなんだけれども、ここには車両の部分というのは計算しなくてもいいのかどうなのか、その点を今の時点でまず併せ持って聞いておきたいと思います。

それで、病院へ通うところをメインに考えれば、砂川の線は本当に必要だと。

それで、奈井江に出る線もトータルとして増やしながらか、帰宅する学生さんへの道筋としても配慮をされている点は大いに評価をしたいと私も思います。

ただ、奈井江から砂川に向いて行くときに、どのくらい持っているんだろうというところの数字を見たときに、7月の資料から読み取れば、ここで質問にも起こしたように、その線では往復で19.5人ですから8人なんですよね、データからすれば。砂川に出る

人がですよ。

それで、アンケートの直近1週間のデータを見ていくときに、砂川市へ出向く方というのは直近1週間という問いだから、前後のぶれは申し述べたようにあると考えながらも、タクシーで行く人、それから中央バスで乗り継いで行く人、それから町営バス、新浦臼線に乗って行く人、ここのところが1週間で18人いらっしやって、これが1週間で単純に割り返すと、2.2人なんですよね。

ですから、この二つの数字を読み解けば、確かに病院に行く人は間違いなくいるんだけど、絶対数が本当に少ないなど。

それで、高校生が行き来というのもあって、砂川に通えば、砂川で乗り降りするということがあるんだけど、仮に現状、あるいは以前に砂川市におったとしても、今のダイヤで乗り継いで行き来ができていたということなんですよね。

であれば、私が重きを置ける通院者へのベストな交通体系ということになると、今の時点でこの質問を起こした後、そうだよな、デマンドもあったよなど、美唄市へ動かしてデマンドの形を浦臼町から起こせば、真っすぐ病院に行けると。

そこのところに手厚くして、あと通学、あるいは見舞い、それからその他の買い物を含めて、従来の便の動きの中で行き来できるのではないのかと。

デマンドにしてやったときにも、町が購入した車両を使えば、運転手さんを除けば4人は1回に乗れるわけだから、全体的に病院に行くという人はそれで行き来できるのではないのかなと、私は今でもそう思っているんですよね。

滝川、あるいは砂川へのアンケートの結果を見ても、奈井江に出向く人も砂川へ行く人もいらっしやるかもしれませんが、アンケート自体の内容から見ると、全体で動いている人の、町民がですよ、公共機関に頼らなければならないとする人たちというのは、以前にもデータの説明があったように、砂川市に出向くときには1割の人が公共機関を使うと。

それで、滝川だとおおよそ3割の人が公共機関を使って出ていく、いろいろな用事が出るときにね。

であれば、砂川への利用は全体の1割であれば、果たしてその絶対人数というのはどのくらいいるんだろうと。

だから、私が質問した医療に限ってといたら、ちょっと語弊あるかもしれないけれども、病院にかかる方を前提に考えれば、デマンドで浦臼から動くというのが一番利用者にとってベターではないのか。

車両の話も今答弁いただきましたけれども、奈井江線に運行しようとして購入した車両も含めてあるわけで、そういうところでの展開をすれば、利用者にとって大変便利になるのではないかと。

砂川方面への委託をかけていたものを、今度路線バスとしたときに、令和4年の4月1日からの予算で今打ち出されているのは258万円となっていますが、これを委託から路線に変えることで、その後の10月から4月1日までの数字、それまでは委託の分で、これ砂川へも乗りますから、当然かさんでいるのだと思うけれど、数字でいえば4倍なんですよね。

ここの詳細な部分でのやりとりは実際していないので、奈井江から砂川へ向いての部分が見え見えですよという議論はしていないので、私も読み取れませんけれども、委託から

便数を増やすことでもって、路線としたときに258万円から1,088万円と、4倍ぐらいにどうしてもこの数字が打ち出されているわけです。

この中に路線ですから、車両も含めて入った数字なんだろうと思うけれども、従前の委託でいけば、便数を増やすことでもって、砂川まで行かない予算の数字というのはまだかなり圧縮できるのではないのかな。

そうすれば、もっと便数を結果増やししながら、砂川着に向けたデマンドの運行は可能ではないのかなというのが私の今の時点での考え方なんです。

それと、このデータから読み取るときに、実際通院する方、少ないのではないのと、だったらデマンドでいいのではないというのがアンケートや7月の数字から、私が読み取る数字なんです。

もう一步、お答えにもいただいた中で、私も会議の中で言ってきましたけれども、国保で行って、何人の方が通っているんだろうなど。後期高齢者で何人の方が通っているんでしょうね。

あるいは、それだけでない町民には社会保険の方もいらっしゃいますが、社会保険の方も一体何人通っているんだろうと、そのところのデータをもっと正確に取れないですか。私、何度か言ってきたわけなんです、先般、町の予算をつくる上で、レセプトの関係で少しお尋ねをいたしました。

町も後期高齢者や国保のデータ等を見てと書いてあるから、その数字も勘案しているのだと思いますが、先般お聞きしたところで、これは国保の予算をどう組み立てるかというところで、毎年5月に国保の基準となる医療にかかった一月のレセプト、その数字をお聞きしました。

そうしたら、ことしの直近5月の国保で66件、レセプト一月ね。一月に2回通っても、レセプトは1人分ということで出てくるから、とにかく66件ありましたよ、後期高齢者で74件ありましたよと、そういうお話なんです。合わせて140件なんだ。

それで、140件あって、社会保険でうちの町が何人なのかというのは、私もちょっと調べ切れなかったし、分かりませんでした。

人口対比でいって、単純に倍の人が社会保険に入っていると見たときに140件、月に2回行く人もおるかもしれませんけれども、とにかく140件だから300近いものがあると。

それで、先ほど言ったように、公共交通を使わなければならない人が1割から2割の人がいてということになれば、月30件ぐらいと数字で割り返せば、10で直接割るわけにはいかないけれども、そうすればレセプトの国保対比で見たとき、そんなにあふれるほど通院者はいないのではないかなというのが私の考え方なんです。

もちろん、砂川だけでない奈井江もあれば滝川もある、札幌もあるでしょうけれども、とにかくレセプトの数字からいえば、そういう単純な掛けたり割ったりする中では考えられるわけで、であれば、砂川駅までのバスの運行というのは、語弊があるかもしれないけれど、見た目、走ってるな、やってるなというのはわかるけれど、実際、利用する側からすれば、2回乗り継ぎながら、しかし乗る人が少ないという結果になりはしないかな。

議論を通して、そのところがより深まれば、私も納得するしというところなんだけれど、なかなか自分の提案が、そうでないよという返しよのところで、今の発言をしながら

ら、どう考えますかというところをお聞きして、3回でのやりとりですから、それで納得できるかどうか、この時間がありますので、今質問した、あるいは考え方としたところで、お聞きしたいと思います。

○議 長

答弁をお願いします。

明日見課長。

○総務課長（明日見将幸君）

牧島議員のご質問にお答えします。

まず、滝川線の車両なんですけど、当面の間、今乗っておりますバスを使用させていただきたいと思います。

今、フィーダー補助金のお金をいただけるか協議をしておりますので、それに基づきまして、今後バスを購入するか検討したいと思っております。

あと経費の関係なんですけど、当初運行事業者とは砂川市と滝川市方面、委託で検討してございました。

ただ、運行事業者の方なんですけど、運転手の不足と、どうしても路線となりますと莫大な費用がかかりますので、滝川市方面につきましては委託の契約のバス路線といたしまして、砂川市、奈井江町方面につきましては路線という形で事業者の方と継続をしております。

路線につきましては、美唄の方でないと1日の運転時間が朝から夜までどうしても時間が長いものですから、一応1日2人でないと運転手を確保できないということで、浦臼の方も運転手が足りませんので、美唄の方から2名、運転手に来ていただきまして、路線バス運行となります。

以上でございます。

○議 長

再々質問ございますか。

牧島議員。

○7番（牧島良和君）

今お答えいただいたのは、滝川へ向けての往復2便のバスは現行バスを使うと言ったか。中央バスが持っている。

○総務課長（明日見将幸君）

令和4年10月からですよ。町営バスです。

○7番（牧島良和君）

そうしたら、それは車両費としては当面見積もる数字ではないということで考える。

実際に、どれぐらい乗るのかというところでいえば、そのところのより精細な考えようとか、数字の置き方というのは、こうするというのは今のところはないわけで、私が今お聞きしたけれどもお答えがないから、今の時点ではそこを明らかにしないまでも、こういう形でやりますよということでの考え方と捉えるしか、私のところにはないんですが。実際どのくらいの人に乗るのかというのは、答えがないがゆえ、正確にしてほしいというのは私の中にあるんですよ。

だから、令和4年度の10月からの運行でどうするということになるわけだから、時間

的に迫っているといえど迫っているんだけれども、まだまだそのところは、正確でないよなというのが、私だけなのかもしれないですけども、あるんですよ。

この便数で令和3年度の乗車人員というのを奈井江と浦臼の間でのデータもいただきました。

それで、全体の数字をどう見るのかというのもあるんだけれども、通院される方は朝1便、2便、それは滝川行きにしろ、新浦臼線にしろ、そこでの乗る方がどのくらいかというところが、やっぱり必要なところに行く人たちだと思うんですよ。

その数字をどう見るのかと思ったものだから、課長からことしの4月から11月までデータとれるよと言ったので、そのデータもいただきました。

浦臼の奈井江を向いている現況の朝7時1分と9時20分の時間、やっぱり朝一多いんですね。

それで、そこから先ほど言った20人弱の人が奈井江に乗って、そこから砂川に何人向いて行ってるんだらうというのが分からないんだけれども、カルテからすれば、今言う雑ばくな計算からすれば、1日5人おるかな、10人もおるかなというところなのさ。

10人おっても往復だから20人乗るんだけれども、そういう人たちが本当になくはないんだけれども、1日7往復半の便数が必要なということなんですよ。

ですから、僕はもうちょっと詰めた利用をすれば、デマンドでいけば浦臼どこの地域におっても、その時間に待機しながら、いや、前日連絡するの大変だというけれども、そこはやっぱり前日連絡してもらって、次の日、デマンドで行けば、玄関先から砂川の病院にどんと行けるという道筋が僕はできると思うんですよ。

滝川に出て病院へ行っている人もいるけれども、自家用車が多かったり、タクシーで行ったりというのがあって、滝川線で病院に行くというデータからする回答は本当に、1週間で1人かそこらだったんですよ。

ですから、直近の1週間という数字、データから見れば、それぐらいのかなり少ない乗降客と考えるんですよ。

これは私の考え方だから、なお、それに加えて再度あれば、お答えをいただきたいと思います。

あと、浦臼よりも以南の人が学校に通うということになったときに、デマンドの乗り合いタクシーでというお答えもいただいていますけれども、これ時間的に朝一動いて、滝川に向かうとすれば、第1便が6時から動いて6時50分ということなので、乗り継いで行けるということになるけれども、利用する側からすれば、前の日の予約が学生さんといえども必要なわけで、その煩わしさというか、大変さはありますよね。

そして、1週間それで使うよということになればそういう予約になるけれども、家族が送迎できる日、あるいはできない日というものもある。

夏場とか、それから冬場とかの違いもありますから、そういう点では使う側の不便さがあるなと思います。

先ほど、乗合タクシーの時間表も課長からいただいて、見比べていたんですけども、そういうところの利用。それから帰り便についても、朝方頑張って父母が送ったとしても、帰り、またきょうは乗れるか乗れないかということで不安を抱えながら、乗合タクシーに乗るとすれば、前日に予約しなければならないことだから、実際乗るとするのはかなり煩

雑になるなど私、思うところなんです。

その点について、前段のまだ私の中にはデマンドでというところがあるんだけど、そここのところのお答えで正確にいただけていないから、もしあればそのことと、それから今の学生さんが通う現況だけど、それはあるいは時間という点で承知しておかなければならないというお答えなのか、そこ、その点で3回目の質問終わりますけれども、お聞きします。

○ 議 長

川畑町長。

○ 町長（川畑智昭君）

何点かいただきましたので、すべて答えられなかったらご指摘いただきたいと思いますけれども、まず何人乗るかという部分が正確性が足りないといいますか、示されていないというお話がありましたけれど、最初の答弁のとおり、私どもは27%と把握しておりましたけれど、4分の1程度の回答率ということで、数字的には物足りないというのは私たちも思っておりましたけれど、中身的には利用者の方々の気持ちといいますか、お考えが相応に反映されたものだという見方はしております。

この件につきましては、説明した際にもお話ししたところでございますけれど、そのほかに通院履歴ですとか、あと砂川市立病院の方に町ごとの受診者の人数が出ているのが表として載っていたのが発見されたんですけれど、それによりますと、月、上下はありますけれど、大体300人の方が患者さんとしてかかっていると読み取ることができています。

ですから、そのうちの何割が、議員おっしゃったように一、二割なのかもしれないですけど、その程度の方々が仮に公共交通を利用して通われていることになれば30人、60人という形になるかと思っております。

あと、通院ばかりではなくて、今コロナの関係でお見舞いできておりませんが、以前高齢者の方から言われたのは、配偶者が入院されていて、そのお見舞いに週に何日も通っているんだというお話もありましたので、入院患者ばかりではないという部分もあろうかと考えております。

議員のおっしゃられるお話を聞いておりますと、やはり砂川市立中心といいますか、医療中心の見方をされているのかなとお聞きしておりましたけれど、私たちとしては浦臼町から高速バスなりJRの特急に接続する砂川市というハブにつなぐ手段を路線として持ちたいという思いがまずありました。

以前お話ししたように、砂川市を主にして滝川市はサブという位置づけにして、砂川線の充実を図っていききたいということで、以前ご説明させていただいたところでございます。

空気を運ぶというのは、多分ある程度はそのような形になるかと思っておりますけれど、札沼線がなくなり、幹線であった中央バス滝川浦臼線がなくなる現状において、何とか1本、幹線と呼べるものを町としては残していきたいという思いもありまして、病院だけではなくて、他の用途も含めてこの路線を充実したものにしていききたいという考え方でご提案をさせていただきましたので、その思いはご理解いただけたらと思います。

ただ、人数的なものにつきましては100%の答えは多分これから調べても1日30人乗る、40人乗るといのは多分明確なお答えはできないでしょうし、正確なものにはな

らないところがあるかと思えますけれど、まずは路線としてこれを確保していきたいという思いでご提案させていただいたところです。

あと、乗り合いの予約につきましては、今現在でも1週間分といいますか、平日5日間を通した予約というのが事前にできるという形もっておりますので、なかなかハードルが高いという話も聞きますけれど、1度使っていただければ、利便性もわかっていただける面もあるかと思えますので、今の段階ではこの形を続けていきたいと考えています。

以上です。

○ 議 長

それでは、2番目の質問に対しての再質問ありませんか。

牧島議員。

○ 7 番（牧島良和君）

子細について数字を打っていただいたところです。

11月の半ばぐらいの農業新聞の掲載、そして11月25日の掲載、そして11月30日の掲載と、次年度についての農水省の動き、それから自民党の農林部会での動き、こうしたことが報道され、それらの結果として北海道新聞にもこの内容が載るということでもあります。

そこで、前定例会の議論もそうだけれども、やはり今転作も含めて北海道で6割からのところに来ているわけで、やはり北海道の農業が大規模化するごとに補助金頼りだと、それが国や自民党部会での北海道たたきの言い方でもあるわけですね。

しかし、転作は現実行われていて、その環境は用水だったり、それから面整備だったりということで、いろんな形をなしている。

それで、今まで5年間転作していたところが今後は5年間転作するところと変わりながらも、これはかなり町村会も含めて、JAも含めて各種農業団体、私たちもそうでしたけれども、即反応して、こんなことでは困るとというのが耕作者の訴えですよ。

政治的にはそういうところで動いて、今後北海道の農業、あるいは日本の農業をどうするかという大きな視点で見たときに、やっぱり困ると。

それで、町長からもガット・ウルグアイ・ラウンドを含めて、いわゆるSBS米の輸入を今の単価でいって、六千何がし、そういうお米がどんどん入ってきている一方で、こういうことがなされては困ると私は考えるし、輸入米をしながら転作というのは、どうも疑問だという町長のお答えもあります。

さらに、今後強めて、こういう大きく農業予算による経済が動いている町にとっては、より強く今後とも発信してほしいと思うし、こうしたことがやみくもに闇討ちみたいなものですよね。

始めは今までの5年間と言ったわけですから。本当に今回の選挙の数がゆえの横暴だと私は思うんですよ。

ですから、今改めて問いたいのは、こういう事態で北海道の農業をどうするかというときに、町長自身が輸入米の問題でも視点をしっかりとってもらわなければならないし、これが断行されていくときに、農業での収入が大きく落ち込むと。

浦臼の支所長とも短時間だったけれどもお話ししましたがけれども、まだなかなか積み上げ切れていないと。だけれど被害は大きいよねというのも支所長のお話でありました。

今の時点で、国の政治に対してここでの議論とはなりませんけれど、少なくとも今述べた輸入しながら転作というところでの更なる理念、それから問題、ここを町長としてどう考えるのか。こうでは困るというのが私の考え方なので、あわせて前定例会の上乗せになるかもしれませんが、改めて今回の農業予算に対する視点として、数字は1回目の答弁でいただきましたけれども、私のそういう考えについてどうお考えになるかをお尋ねをしたいと思います。

○ 議 長

川畑町長。

○ 町長（川畑智昭君）

今回も国策に関する話ですので、答えづらいところはあるんですけど、つい最近も新たな資料がファックスか何かで届きまして、全国の農業者から反対といいますか、撤回の要請が来ているということが記されておりましたけれども、それに対して、大きく変わることは期待しない方がいいみたいな、どなたかの談話として出ていたんですけど、多分国側のお話だと思います。

あのおりになると思いたくないところですけど、少なくとも同様な線で今後話が進められていくのかなという気はしています。

2018年に減反政策が撤回されて、今、目安という形で代替の方策で示されておりますけれど、国の政策、何を見ても本当に米をないがしろにしているというのか、作らせないようにしているというのか、本当にその方向が明らかに見えるような最近の動きといいますか、特に今のお話がそうですけれど、本当に日本の農政どこに持っていかようとしているのかなという気は個人的には当然しております。

そのための対策もあっての高収益作物と米ばかりにも頼ってられないというのも実際のところではあるのかなという思いもありまして、他の収益を確保できるような手段も農協さんと一緒に考えていかなければならないし、普及させていかなければならないという思いではあります。

ですから、この件に関して、一つの町としてという取り組みというよりは、町村会なりの組織として、声を上げていかなければならないですし、実際もう上げています。

ですから、いつこれが現実のものとなるのか、どういうところで落としどころとしていくのかは今のところはまだわかりませんが、少しでも緩和される、撤回されるような方向に向けて要望は続けていきたいと思っています。

○ 議 長

再々質問ございますか。

それでは、3点目の再質問ありますか。

○ 7 番（牧島良和君）

何分ありますか。

○ 議 長

あと4分です。

牧島議員。

○ 7 番（牧島良和君）

聴覚障害についてであります。時間が迫りましたので、少しはしりたいと思いますが、

国の制度は補聴器の購入に対しては身体障害者認定1級から6級までの方、なおかつ70デシベルという単位をもって、聞こえるか聞こえないか、そのこのところの状態です。

70デシベルが聞こえる、聞こえないの範囲は40センチ離れて会話が通じるか通じないかというところでぎりぎりの通じようのところを70デシベルと言っています。

お答えもいただきましたように、ほかのいろんなサービスとあわせてどう考えるといったときに、この補聴器だけはというのがありますけれども、それはその分野としていろんな訴えがあると思うし、私も今後取り上げていきたいと思えます。

それで、WHO世界保健機関では41デシベル以上を補聴器を必要とする人なんだよと言っています。

北海道も各町村の中でこうした議論がされていて、30デシベル、40デシベルの人が実際聞こえにくいけれども、補助の仕組みがないというのが現実です。

そこを町村がその仕組みを何とか作ってくれないかというのが私の訴えであり、私どもが学習する範囲です。

少なくとも、障害者認定にはならないんだけど、そのデシベル換算でもって30デシベル以上の人たちに補聴器を町が助成すると、国がやっていないからその助成を何とか作れないかというのが私の訴えであります。

そういう点でいえば、浦臼町の事務報告の中でも障害者認定を受けている方、昨年であれば7名の方と、それが補聴器を必要とする人かどうなのかというのがありますが、現状111名の方がおられて、資格等についてはお2人の方、余りにも少ないなど、まだまだ聞こえない苦労している人がおるのでないのかなど、そのこのところにはやっぱり町がそうした手当てを今後組み立てていく必要があるのではないかということなので、再度お尋ねをいたします。

○ 議 長

川畑町長。

○ 町長（川畑智昭君）

今は聴力に限ってのお話を聞いておりますけれども、確かにごもっともなお話だと思っておりますけれども、先ほど答弁もしましたように、やはり公平性ということがここでも出てくるかと思えます。

内部でも話しましたが、やはり耳が不自由な方はコミュニケーションの障害が発生しやすいというデータもあるということですが、やはり他の障害でも同じように人との接触を避けたがる傾向が出るという、下肢が悪いですとかいろいろな面でそういうことが起こり得るはずですので、聴力だけを捉えて、補助ということは今の段階では考えづらいということでお答えいたしましたけれど、それは今も変わっておりませんので、そのようにお答えさせていただきます。

○ 議 長

持ち時間いっぱいですので、これで終わります。

○ 議 長

次に、発言順位6番、高田英利議員。

高田議員。

○ 1 番（高田英利君）

それでは、第4回定例会に当たりまして、町長にご質問をさせていただきます。

農産物価格下落に対する農業支援についてということで、2021年産米の作況については北海道で108の豊作となっておりますが、価格及び品質では大変厳しい状況となっております。

また、全国を見ますと、米の需給は年々減少している上、さらに追い打ちをかけるかのようにコロナウイルスの感染拡大で外食・中食の需要が10万トン以上減り、2022年産米、2022年6月末の在庫予想については適正在庫水準の200万トンを超えまして、216万トンの予想とされております。

このような状況で米の概算価格は前年比で2割以上の下落となり、さらに当農協管内においては出荷米の約2割が胴割れによる共計外扱いとなりまして、大幅な収入減少となっていることは現状でございます。

また、畑作においても一部の作物では価格を維持した品目もあるところではありますが、多くの品目で価格の下落、収量減となり、農家経営に与える影響は甚大となっております。

町の基幹産業であります農業がこのような状況にある中、町はどのような支援を思われるのかお伺いをいたします。

○ 議 長

答弁をお願いします。

川畑町長。

○ 町長（川畑智昭君）

高田議員の農産物価格下落に対する農業支援についてお答えいたします。

日本人の米離れや長引くコロナ禍による外食・中食の低迷などによる需要の減少による米価の下落に加え本町は、高温の影響による胴割れ米の発生など農業収入に大きな影響があることは理解しております。

次年度においても、米の生産の目安の提示により作付面積の減少も予想されている状況であり、良質米の主生産地として生産意欲の減退は大きな問題となるところです。

議員ご指摘の支援につきましては、生産意欲向上に向けた支援として、2022年産米の種子購入代金に対する助成を検討してまいります。

今後関係機関と協議をしながら、購入額確定後、早急に支援できるように努めてまいります。

また、野菜や畑作につきましては、気象状況等による不作などに対する支援は今のところ考えてございません。

○ 議 長

再質問ございますか。

高田議員。

○ 1 番（高田英利君）

町の基幹産業であります農業が当年大変厳しい状況であることは、町長もご理解いただいておりますし、農協の対策としては経営対策費だとか、あるいは経営対策支援金などをあわせて、1俵当たり2,040円の支援、そしてつなぎの融資なども農協の方では予定をしていると聞いております。

これについてもやはり支援とは言いながらも、最終的には私たちは返還をしていかなければ

れば当然ならないという資金でございますし、さらには経営面積が大きくなっている今の現状では、やはり設備投資だとか、あるいは農業資材、そしてまた燃料の高騰、更にはこれから問題になるかと思いますが、中国がリン鉱石を輸出、これからはないという予測もありますので、商社によっては来年の肥料の出荷もままならない状況にあるという情報もあると聞いております。

そのような中、ナラシ対策は来年発動されるか否かという部分ではあるんですが、それも今の現状の中では分からない状況ということもあります。

更には、農水省が下落対策として20年産米の在庫15万トンに対しての保管料の助成だとか、ことし深掘り対策としての飼料用米の面積拡大に取り組んだにもかかわらず、やはり米の価格の上昇にはなっていなかったという状況もありますし、先ほど牧島議員からお話がありましたとおり、来年への水田の活用の直接支払交付金については大幅な見直しがされるということで、まさに寝耳に水のような状態の中にあります。

ことしでいえば、産地交付金の交付額が2割減額されるということになっておりますし、再生協議会の方から通達が来たところでありますし、ことしの農業経営に係る被害というのはかなり大きなものであるのかなど、私も想像しておりますし、私自身も昨年から見ると大幅な減収、減益になるという見込みでおります。

先ほども言いましたとおり、繰り返しになりますけれども、直接払いの交付金の見直しの中では5年間一度も水張りをしない水田については交付を認めないだとか、飼料米に対する減額、あるいは牧草への収穫年の年だけには1万円の助成にとどめるという方策があったり、あるいは畑地化に対しての10万5,000円の補助をして、畑地化を誘導するような政策もとろうと考えているところみたいですけれども、これらを勘案しますと、やはり国はこれから先、農業支援に対する補助金の減額は毎年続けていこうという考えの中で進めていくのかなとも見えてとれます。

今の交付金の減額の進めからいきますと、農地の流動化だとか、資産の低下など大きな影響を及ぼすことも当然考えられますし、水稻と転作のローテーションを組めば、国が何とか面倒を見ますよという報道もされておりますけれども、これについても条件の整う場所であれば当然ローテーションとかも考えられることと思いますが、畦畔の造成だとか、あるいは水利施設の整備、また土地条件によってはなかなかそういうこともままならない土地も当然あろうかと思えます。

それらについても今後どう取り組んで整理をしていくのか、可能なところは頑張っていかなければならないのかと思えますけれども、町として何か対策は考えられるのか、応援はできるのか、それとも転作として認められない部分についてはしょうがないとあきらめて進めていくのか、それも含めてこれから大きな問題になっていくのかなと思えます。

これらの状況をかながみますと、来年以降、農業を取り巻く環境というのは更に厳しい状況が続きますし、これらの方策が来年以降どう決められていくのか、まだ見えないところではありますけれども、先ほどの質問にもちょっとお答えいただきましたけれども、再度これからの進めについて町長のお考えをいただきたいと思えます。

また、新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金の補正予算、決定をしたというところで、これからどう配分されていくのかというところもまだ見えていないところではあります。それらの活用も含めた中で農業支援というものをいま一度考えていただ

ければと思いますが、いかがでしょうか。

○議 長

答弁をお願いします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

先ほどから何名かの方にお答えしている部分とちょっと重なるところがあるんですけど、JRにしても中央バスにしても民間が手を引いたところが町が何とか路線を確保して、金額を負担して走らせると。

結局、今回の転作に関係する部分につきましても、国がかねてから言っていたような話もしておりますけれど、締めつけといいますか、対応を変えてくるということで、農家への大幅な収入減となるような状況が発生するわけで、先ほどからも似たようなことを言っているんですけど、本当に民間が手を引いた、国が手を引いたところをすべて町が穴埋めしていくということは不可能だと思っています。

そんな中で何ができるかということなんだと思っておりますけれど、今回更にコロナがあり、更に米の消費減少というのもずっと続いているような中で、本当にいろいろなことが一遍に重なって起きたような今ちょうどそういう時期になっているという認識はしております。

まだ今回ことしの収穫が、米価が下がった上に質まで落ちたという、本当に二重苦、三重苦の中での状況にあるということは重々承知しているところですが、そのためにナラシ補償があり、収入補償がありということで、まだ先が見えないというお話もありましたけれど、少なくともある程度の補てんはされると認識しておりますし、それまでそのお金が入るまでの間は無利子融資というのですか、農協さんによれば3段階のものが用意されているということで聞いておりますけれど、そのつなぎという意味でも無利子融資が活用できると聞いておまして、一部有利子の部分につきましては町への共同支援の要望も来ている状況にありますので、少なくともことしは何とか乗り切っていただきたいと思っておりますし、それに対する来年度に向けての種子の支援につきましては、これはもう今何割とか幾らとかという金額的なものは言いませんけれど、来年に向けて実施していくということは気持ちを固めておりますので、ことしにつきましてはそれ以上のものは今のところですが、考えていないのが現状です。

この先、どうなっていくかまだまだわからないところもありますので、そのときに応じて検討はしていきたいと思っておりますし、またご相談もさせていただきたいと思っております。

○議 長

再々質問ありますか。

○議 長

次に、発言順位7番、中川清美議員。

中川議員。

○8番（中川清美君）

令和3年第4回定例会において、町長へ2点質問をさせていただきます。

第1点目としまして、旧エルムソーイングであります。町の市街地の中央にありまして、もとは浦臼紳装として北海道ワインの寫村さんが開業した後、引き続き札幌市石山の

企業がエルムソーイングとして多くの町民を雇用し、大きな経済効果をもたらした経緯がありましたが、時代の変革に伴い、平成の初期にその幕を降ろしたところでもあります。

その平成も31年で今の令和となり、今現在の建物も経年劣化も激しく、母屋が残っている状態ではありますが、軒先と雪害により損傷を受けているのが現状であります。

いつまでもこのままの状態では景観を損なうだけではなく、過去には不審者の侵入も見られ、保安上においても危惧されるものと考えます。

町としても、このまま見過ごすのもいかがなのかと考えているところでもあります。

今現在の所有者はどこ誰なのか、町への売却もしくは譲渡は可能なのか、それと、また、今現在農協の裏にあります農産物加工場としての利用はできないのか、質問をさせていただきます。

第2点目としまして、ごみ収集ダンプ車両の更新計画ですが、現車両においては平成15年車で18年が経過し、走行距離もおおむね30万キロとなっております。

車両自体の劣化が激しくなり、近年故障、修理の度合いが多く発生しているのが現状であります。

また、故障の修理においても、部品の供給不能も目前に迫ってきているものと思われま

す。今年度においても、修理に日にちがかさみ、代車を借りての収集作業もあり、今後のスムーズな収集に影響を来たすことが考えられます。

ごみ収集車は注文してから架装に日にちがかかりまして、また今のコロナによりまして、半導体の部品供給が著しくかかりまして、納車までには半年から1年かかるということも予想されています。

以上のことを鑑みて、更新の必要性があると思われま

○ 議 長

答弁をお願いします。

川畑町長。

○ 町長（川畑智昭君）

中川議員のご質問にお答えいたします。

1点目の現在の所有者はどこかのご質問でございますが、所有者につきましては、町としては把握しておりますが、個人情報のため差し控えさせていただきます。

2点目と3点目のご質問でございますが、建物につきましては、屋根のトタンがめくれ、外壁も剥がれており、また内部の天井も一部崩落するなど損傷が激しいことから、農産物加工処理施設はもとより、他用途への転用は難しいと判断しているところです。

2点目のごみ収集ダンプ車両の更新計画についてのご質問にお答えいたします。

現在、無償貸与している収集貨物車につきましては、平成15年3月購入以来18年経過しており、令和3年11月30日現在の走行距離は29万7,206キロでございます。

平成30年度にプロペラシャフトの修繕、令和2年度にはシートの交換を行っており、走行距離や車両の状態を考慮しますと、必要な修繕を行うことで、当面の間、収集車両として使用できると判断しております。

車両の更新につきましては、車両の状態を見ながら、町の普通建設事業年次計画に沿っ

て検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長

それでは、1点目の再質問ございますか。

中川議員。

○8番（中川清美君）

1点目につきまして、再質問をさせていただきたいと思えます。

所有者については個人情報ということでございます。私の知っているところでは最後は道銀の管轄に入り、そしておおむね10年ぐらい前でしょうかね、東京の業者に渡ったというような情報も聞いているところでもあります。

町としてのコメントは差し控えるということではありますが、建物としては、屋根、壁、基礎としっかりとしたものが残っておりまして、それは町の一等地に建っているわけで、その方々について、固定資産税は徴収されているのか、その辺を少し確認をさせていただきたいと思っております。

また、私も見て分かるんですが、かなりの劣化が見られているところでもありますが、しかしながら躯体の柱、母屋というのはまだしっかりとしたものでないかなど。屋根、壁、内装については、それは当然劣化はしているものと思っておりますが、本体を支えている屋台骨等についてはしっかりとして、まだ利用も可能かなと考えているところでもあります。

現在、農産物加工処理施設については農協の裏にありまして、その施設について年数もたつて、おおむね40年近くたっているものと考えているところでありまして、その施設については食品を扱う加工処理ということの中で、水については地下水を利用すると。トイレにおいては水洗化されていない。冬、特に断熱効果はその施設は余りに悪いものですから、凍結の被害がよく見られると。

そして、冬の作業でよく使うところではありますが、寒くて大変な思いをしながら作業をされているという話も聞いているところでもあります。

そういった点を考えてみましても、可能な限り再利用できるのであれば、その加工している方々に聞いてみましても、町のすぐ近くにあればいろいろな買い物、人が集まる場所の場所も考えて、エルムソーイングの跡でできるのであれば、それはありがたいことですという意見も聞いているところでもあります。

そういうところも考えて、何とか本体を利用しながら、改修しながら、加工施設にできないのか。

また、しっかりとした耐震調査等をやっただけでないのか、その点を再質問をさせていただきます。

○議長

答弁をお願いします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

何点かありましたけれど、固定資産税につきましては、賦課はされています。これも個人情報になりますので、そこまでの情報とさせていただきます。

次、骨格といいますか、先ほど屋根はめくれ、壁は剥がれみたいな話をしましたけれど、

岸町長の時代に1度こども園といいますか、保育所として使えないかという話が出たことがあります。岸町長と連れ立って一緒に中を拝見させていただいたことがあります。

そのとき、十数年前ですけれど、屋根のつり天井がほとんど落ちていたような状況だったというのを覚えているところです。

ですから、多分骨組み以外はほとんど使えないような状態ではないかと思えますけれど、骨格そのものはまだしっかりしているのかなという思いで見えてきたのがちょっと記憶にあります。ただとにかく広いというのが第一印象でした。本当にワンフロアというんですね、縫製されていたわけですから、多分柱がないという構造にされたんだと思えますけれど、はっきり言って、こども園として見てきておりますので、広さは特に気にならなかったんですけれど、加工場とした場合、本当に維持管理していく上で、広過ぎるぐらい広いのではないかという、そんな思いで今はいます。

加工場自体につきましては、私の今のところ表に出したものには出ておりませんが、本当にそんなに遠くないいずれに、もしそういう立場にあれば、更新していきたいという思いは持っておりますので、あそこを使ってというのは今のところ考えておりません。

新たにという形でいずれ更新していきたいという思いは今のところ持っています。

○議 長

再々質問ありますか。

中川議員。

○8番（中川清美君）

ただいま、岸町長のときにそんな話があったということでありまして、そのとき私も議員をやっております、議会の方にでもどうだと投げかけられたんですけれども、ちょっと私もそのときには必要ないのではないかという考えも述べたところでもあったんですけれども、今となってはもったいないことをしたなど。

あのときやれば、そんなに雪で傷まないうちにまた使えたのかなと、ちょっと後悔もしているところであります。

今聞きましたら、広くて余すという状況でもありますが、先ほど東藤議員の質問の中にも、田園空間の施設の解体、そして中身の機械をどこかに持っていかなければならないですね。

であれば、そこを直せば、田園空間の機械も十分に格納するようなスペースはとれると思います。

また、そして町の学校からも近いし、歩いて子供たちも昔の農具等を見ていくことができるという相乗効果も得られるのかなという考えも今したところでもあります。

その点、鑑みて、しっかりと骨は使えるんですから。非常に経費はかかるんです。先ほどからいろいろな質問の中でも大型投資もありまして、本当にこの先大変かかることも私も承知をしておりますが、ここはひとつ年次計画を立てて、対処していただけないものか、その点含めて再々質問とさせていただきます。

○議 長

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

先ほど申し上げたように、かなり建築面積も広いですし、壁面積、屋根面積もかなり広

いものになっておりますので、それを多分すべて表面は新しくしないとならないと、私としては思っておりますけれど、それだけでも相当な経費がかかるのではないかと考えています。

仮に、新しい加工場を建てるにしても、鉄筋コンクリートのすばらしい建物ではなくてもいいのかなとは思っております。

仮に、木造だとして、それとの比較した場合、どちらが有利なのかというのは今のところ判断はできませんけれど、少なくともあそこをそれなりの形に手直しするということは、相当の経費がかかると今のところは思っておりますので、候補の一つとすることは可能ですが、あそこでは今の段階では申し上げられないところでございます。

○ 議 長

それでは、2点目の再質問ございますか。

中川議員。

○ 8 番（中川清美君）

今答弁いただきました。

ちょっと要望なんですけど、もしできないとなれば、その業者にしっかりと連絡をとって、解体手続きをとっていただくなり、町の真ん中にああいう建物が未来永劫残るというのは本当に問題があることだと思いますので、しっかりとそこは解体要請していただきたいと考えているところでもあります。

2点目についての再質問でありますけれども、走行距離が30万キロと、おおむねそういうことであります。

そして、18年が経過しているということでもありますけれども、単に30万キロといいますが、ごみ収集車というのは違うんですね。

町長も札幌市に息子さんもおられるけれども、自宅に行くまで90度カーブ何回、回ったら着きますかね。4回、5回、回れば十分着くのではないかなと思うんです。

長距離トラック、100万、200万ぐらいは走るんですけれど、やはりそれも直線を走っての距離数なんです。

ごみ収集車というのは、本当に浦臼町の中をくまなく、くるくるくる回りながら走って、回収業務をするということで、恐らく30万キロだとしても、10倍以上の足回りだとかハンドル系統にはもう来ている状況でないかなと考えるんです。

現在においても、今のこの収集車、フロントタイヤのところから異音するんですね。それが業者に言っても修理がされないということで、部品の供給が難しい状況で、時間がかかっている状況なんです。

ハンドルとかタイヤに異常を来たすと、走っていて、今度ハンドルが切れなくなるといふことになれば大変な、これね、所有者は浦臼町なんです。ここで大きな事故でも起きたら、それこそ人任せのことではないんですよ。

そこから辺、しっかりと所有者としての責任は果たさなければならない。

今、非常にテレビ見ているけど、高齢者が、失礼なんですけれども、ちょっとブレーキとアクセルを間違っって子供に突っ込むとかいうので、本当にもうテレビつけるたびにそういう事故の状況が報道されているんです。

本当にこのトラックについてもハンドル系統、今おかしい中での運行となれば、本当に

最悪の状況を考えると、恐らくこれは全国トップレベルのニュースになるのではないかなと、それぐらい私は心配しているのが今の現状であります。

また、先月ですか、議会の方で新しく収集車の車庫が建設されまして、視察もさせていただいたところであります。

この車庫、既製品で建てているために、幅とかそういうのが制限されておりまして、間口が3メートル16センチで設計されておりまして、現在の今の車両4トン車の車幅なんですけれども、ミラーからミラーまでの幅が3メートルなんですよね。

今の車庫に入れるとしたら、左右のミラーとの差、8センチしかあかない状況で、非常に出るのにも神経も使うし、大変な状況になるのではないかなと考えているところでもあります。

今現在、4トン車なんですけれども、この車両、当時、昔は1台で生ごみ回収して、その後は一般ごみの回収ということで、人口もいっぱいいたので4トン車が必要で購入されたのかなと考えるわけなので、今現在においてはその一つ小さい型でも十分対応できるのではないかなと考えるんです。

そういった点から、やはり本当に大きな事故が起きたら、もう取り返しもつかないことであります。

そして、この車両を入れるにしても、1年ぐらいはかかると思いますよ。

もし、この車両、動かなくなってからでは対処するのはまず不可能なことであり、今後の浦臼町のごみ収集に大きな迷惑もかけるということになります。

その辺考えて、町長、ちょっと大変な答弁になろうかと思えますけれども、想定範囲の答弁なんですけれども、ちょっと考えを聞かせていただきたいなと。

○ 議 長

川畑町長。

○ 町長（川畑智昭君）

私たちが聞いていなかったような細かな情報まで発言いただいて、大変ありがたいんですけど、本当にもしハンドルから異音がして、ハンドルが切れなくなるというのは、そういう事態になったときのことを考えると、当然危機感を持つべきですけど、そうすると、距離で修理に出した方がいいということになると考えますけれども、切羽詰まった状況にあるということは発言の中から伝わってきましたので、まずは現状を把握して、すぐ修理に出して対応できるものであれば、まずは修理かなと。

いずれにしても、すぐ入手できるものではありませんので、早急な対応が必要であれば、まずはすぐ修理ということで対応させていただきたいと思います。

あと車庫の広さですとか、更新するときの車両の格下げというのですか、4トンの下は何トンになるんですかね、2トンなのか、かなり荷台も小さなものになってしまうのではないかと思いますけれども、本当にそれで対応可能なかどうかは今働かれている方たちとも相談させていただいて、いずれは更新しますので、相談はさせていただきたいと思えますけれども、今のお話から、まずは現状を確認させていただきたいと思えます。

更新につきましては、何年とは明言できませんけれども、その検査によって修理可能なか、可能ではないかという部分もありますし、少なくとも今もし更新するにしても、1年以上は使わなければならないことになりますので、更新よりも先にやることがあるなとい

うのが今のお話から理解できましたので、とりあえずその方向で進めさせていただきます。

○ 議 長

再々質問ありますか。

中川議員。

○ 8 番（中川清美君）

今の答弁の中に、4トンの下は2トンになるんですけど、2トン車といってもファームダンプというのがあって、荷台はもう本当に2トン車の倍ぐらいある今の車両と本当に変わらないぐらいの大きさの荷台のスペースが確保できるんです。

このダンプは一般ごみ、燃えるごみ、燃えないごみとか、そういうごみなので、かさばるけれども重さがかからないので、それぐらいの車両であれば十分可能かなと思っております。

また、ハンドルの今の状況なんですけれども、タイヤのところの異音の状況なんですけれども、もうこれは修理するためにディーラーの方とは連絡しているんですけど、なかなか部品の調達が間に合わないということで、今本当に修理待ちの状況なんです。

コロナなのか、その企業が部品供給が間に合っていないのか、いろんな理由があるかと思えます。

もし、まだこれが新しければ部品も在庫があるので、すぐ来るんですけども、そういうような関係でコロナで工場も休んでいたりして、そういうことが重なって部品が遅れているという状況を聞いています。

実際、今、本当に不具合な状況で作業をされているのではないかなと思っております。

また、きょう、実際の作業も見えておりますけれども、本当にごみ収集作業というのは大変な作業でありまして、一つのステーションごとに荷台から降りて上がって、乗るのにも二つステップあって、それを上がって乗るという状況であります。

かといって、では若い人が頑張るのかというと、そこまでの生計を支えるだけの支払いもなかなかできていないということでありまして、どうしても定年退職者だとか、そういう人にウエートがかかってきているのかなと思っております。

また毎回毎回あの4トン車に上がって、降りたりすると、本当に足も膝も、私も作業が終わって事務所に帰ってきたときにいたんですけど、くたくたになって帰ってきて、長いすにどっこいしょと座って、本当にこの人たちは大変だなと、つくづく感じたところでもあります。

他町では、もし車が故障したときでも、2台、3台、4台と回っていますので、お互いにカバーし合いながらできるわけなんですけれども、浦臼町においてはパッカー車は生ごみ専用で動きますし、では、今のこの車両は一般ごみと燃えないごみとか、そういう処理で動くので、お互いにカバーし合うというのはなかなか厳しい状況であります。

本当に運行不能になったら、浦臼町のごみは1日かかって回収しなければいけないと。

そうなったら、カラスの被害も大変多く発生しているところでもありますし、収集の方々にも契約以上の大変な作業、散らかった生ごみを手で集めて入れたり、そういうオーバーワークも出てくるのかなと考えているところでもあります。

そんな中でも一生懸命そういう仕事も作業されておられて、本当に感謝するしかないところでもあります。

ですから、先ほど来、言っておりますように、2トンファームを入れたとしても、それから架装しなければいけないですね。荷台の上にもう一つあおりをつけたりだとか、後ろのあおりも高くしたりとか、そういう車両の架装も必要になってくるんです。

そういったことでも考えても、本当に車両が届いてから架装して、そして、さあ、使うぞといったら、本当に1年は見ないとだめではないかなと、今の状況でいくとね。

であれば、しっかりとここで答弁の中で普通建設事業年次計画に沿って検討していくということでもあります。

ぜひとも、来年の令和4年度の計画に載せていただいて、しっかりとした対応をとっていただけないのか、来年の予算計上に載せることはできないのか、強く要望いたしますが、答弁をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議 長

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

現在の状況につきましてはよく分かったところです。

ただ、年次計画というのは本当に10年単位、5年単位ということで、既に定めておきまして、各課からの情報によって、年次的な予算付けを行っていくということで、基本的なところはそれで進めてきております。突発的なことが起これば対応していくというのは計画があってもそうするところなんですけれど、今の段階で付けるというよりは、修理を既に発注されていて在庫待ちだという状況でもありますので、その結果を見て、まだいける、いけないという判断をさせていただくこととなります。

ですから、それによっては別なお答えになるかと思えますけれど、今の段階ではその結果を待ちたいと思います。

○議 長

ただいまから、休憩いたします。

再開時間を午後3時20分とします。

休憩 午後 3時13分

再開 午後 3時20分

○議 長

それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

発言順位8番、柴田典男議員。

柴田議員。

○3番（柴田典男君）

令和3年第4回定例会におきまして、1件目の質問で町長に2点、教育長に2点、2件目の質問で町長に2点の質問をさせていただきます。

まず、1点目、人口減少と学校運営について質問させていただきます。

川畑町長は、町長就任から約1年半が経過し、副町長時代を含めると約9年半にわたり町行政の中核としてさまざまな課題や施策に対処してこられてきたことと存じます。

昨年来のコロナ禍にあって、思ったとおりの行政を進められない残念な気持ちをお持ち

かと思えます。

町長就任の公約にあったかと思えますが、町の人口減少と施策について、町長に次の2点をお聞きいたします。

1点目ですが、近年の本町における人口の社会増減と自然増減の推移及び分析について。

2点目ですが、新規就農者対策を含む今後の移住及び定住対策についてお答えをお願いいたします。

次に、教育長に質問します。

現状、町の人口流出が進む中、小中学校の児童生徒数も同様に減少することが見込まれます。

私が調べたところ、小学校では16人以下、中学校では8人以下で複式学級を編成しなければならず、教職員定数も減少し、このまま減少が続けば学校運営にも大きな影響を及ぼすことが懸念されます。

そこで、教育長に次の2点についてお考えをお聞きします。

1点目ですが、今後の小学校入学予定者の見込みについて。

2点目ですが、児童生徒数の減少に伴う学校運営への影響についてお答えをいただきたいと思えます。

次に、町長に2点目の質問をお願いいたします。

河川改修の今後の実施計画について。国、道、各自治体ではそれぞれの管理河川において、洪水を防止するための河川道の掘削、築堤、護岸の整備などの治水対策を行ってきておりますが、それぞれに進捗途上であり、近年は局地的なゲリラ豪雨などの大雨により内水浸水被害が各地で発生しております。

道南の木古内町では、11月に1時間に130ミリという記録的な大雨があり、本町でも12月1日には1時間80ミリ、これは1時間は降りませんでしたけれども、单位的にはそういう大雨がありました。

今後一層の効果的、効率的な整備を進める必要があります。

札の内川の下流の雑木伐採除去は内水の流下能力向上に多大な効果がありました。

今後、各河川におけるしゅんせつや伐木による河川流下能力の維持向上に向けた整備は喫緊の課題と思われれます。

そこで、町長に質問いたします。

一つ目として、河川改修の今後の年次計画について。

二つ目として、北1線川の河川掘削及び改修の必要性についてお伺いをいたします。お答えをお願いします。

○ 議 長

答弁をお願いします。

川畑町長。

○ 町長（川畑智昭君）

柴田議員のご質問にお答えいたします。

1点目の近年の本町における人口の社会増減と自然増減の推移及び分析につきましては、お手元にお渡しいたしました資料には表がついているかと思えますので、数字的なものはそちらでご確認いただきたいと思います。

各年の1月1日現在の住民基本台帳の人口で比較いたしますと、平成29年の1,958人から令和3年には1,749人となっております、この5年間に209人減少しております、平均しますと1年間に約40人以上減少したことになります。

まず、出生、死亡の自然動態につきましては、5年間を比較すると出生数は38人、死亡者数は156人となっております、死亡者数は出生数の約4倍以上となっております。

次に、転出、転入の社会動態につきましては、5年間を比較すると転出者数は401人、転入者数は227人となっております。

毎年、転出超過になっており、5年間の社会減は174人となっております。

要因につきましては、就職や進学のため転出されること、高齢者の施設入所や子供さんと一緒に暮らすため、また町内の企業に就職しても住む場所が少ないことが考えられます。

2点目の新規就農者対策を含む、今後の移住及び定住対策についてのご質問ですが、新規就農につきましては、先進地の事例を参考にしながら、関係機関とも協議し、本町に合った新規就農モデルを検討してまいります。

その中で10アール当たりの経営指標を定めるなど、移住者や新規就農者に対し本町で農業経営を開始するための指針となるものを作成してまいります。

移住・定住対策につきましては、新築や中古住宅を取得された方に対し支援する定住促進住宅応援助成、住宅のリフォームに費用を一部補助する住宅等リフォーム補助金、空き家、空き地バンク制度による情報提供を図ります。

また、本町が移住者を受け入れる際の障害となっている住宅不足を解消するため、常時提供できるよう住環境の整備に努めてまいります。

これらの制度を周知するため、現在、ホームページの改修を実施しており、子育て支援や住まいに関する情報を充実させて、移住・定住につながるようPRしてまいります。

○議 長

河本教育長。

○教育長（河本浩昭君）

柴田議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の今後の小学校入学予定者の見込みについてですが、本年、令和3年度は新入学生9名が入学しており、令和3年12月1日現在の今後の小学校入学予定者は、令和4年度7名、令和5年度8名、令和6年度9名、令和7年度11名、令和8年度10名、令和9年度6名、令和10年度12名の予定となっております。

2点目の児童生徒数の減少に伴う学校運営への影響についてですが、複式学級の編成基準につきましては、連続する二つの学年の児童生徒数が、小学校では第1学年を含む場合は8人以下、それ以外は16人以下で複式学級、中学校におきましては、8人以下で複式学級の編成となり、それに伴いまして教職員定数が減となります。

本町におきましては、先ほど申し上げた入学予定者のとおりとなりますと、令和5年度に小学2・3年生において基準を下回り、複式学級を編成しなければならない状況となります。

複式学級につきましては、必ずしも悪いものではなく、当然、メリットやデメリットがありますが、教職員定数の減は、個別最適な学びや働き方改革を含め、学校運営におけるさまざまな面に影響があるものと認識をしております。

このようなことから、教育委員会といたしましては、町独自に教員を配置し、複式学級の編成を解消できれば、学校運営への影響も最小限になるものと考えておりますが、人材や予算の確保といった課題もあることから、町をはじめ学校や各関係機関と連携をしながら、今後に向けて対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議 長

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

2点目の河川改修の今後の実施計画についての一つ目、河川改修の年次計画でございます。

将来、10年計画を示す普通建設事業計画では、河川の河床掘削は令和4年、5年に北1線川、令和6年から8年に二本松川、令和9年、10年にラウネナイ川、令和11年から13年にピラ沼川となっております。

また、国土強靱化計画の5年延伸により、大規模な護岸改修が可能な緊急自然災害防止事業債も延伸されたことから、来年度から支浦白内川の護岸改修を予定しているところでございます。

二つ目の北1線川の河床掘削及び改修の必要性についてでございますが、議員ご指摘の北1線川、最下流箇所を確認したところ、河道が土砂で埋塞している状況と多数の立木が倒れて流水を阻害している状況でした。

北1線川の河床掘削については、一つ目の質問でも答弁しましたが、普通建設事業計画では、令和4年、5年に国道橋から下流750メートルの区間の河道掘削を予定しておりますが、下流部の倒木処理を追加する予定としております。

河道掘削と河川改修については、倒木処理時に詳細を調査し、関係機関と協議しながら方向性を検討したいと考えております。

以上です。

○議 長

それでは、1点目の再質問ございますか。

柴田議員。

○3番（柴田典男君）

1点目の再質問をしたいと思っております。

最初に町長にですが、令和3年1月1日ですけれど1,749人。先日既に1,700人を切って、現在1,690人という数字かなと思っております。

本町の人口減少が止まらない状況で、遺憾ともしがたい気持ちでいっぱいかと思っております。新規就農の点について、再質問させていただきたいと思っております。

本町にも、名前言ってもわかりますので、名前言いますけれども、XXXXXXXXXXに行った方、いらっしやいましたよね。

それで、本町で牛を飼いたいということで、牛を飼っていました。新規就農ということで、皆さんに協力していただきながら飼っていたわけですけれども、3年たって順調に波に乗ろうかといった矢先にどうしても移転しなければいけなくなったということで、それでその当時、私にも相談来たんですけれど、言う言葉が、私は浦白が好きなんです。私は

浦臼で牛を飼いたいです。

だから、何とかできませんかというのが最初の相談の始まりでした。

それだけ浦臼が好きなんだから、何とか浦臼でその牛舎を探せばいいなと思ってやったわけですがけれども、なかなか希望に沿うところがなくて、[REDACTED]に行かざるを得なかったということでもあります。当時、産業課の、名前言わなくても分かると思うんですけど、担当の方が本当に一生懸命に何とか次の牛舎ができないものかということで探していました。

[REDACTED]意に沿うところということで、本当に他町からいろいろなところにわたって頑張っている姿を見ました。

意に沿って浦臼町にいればよかったんですけど、そうはいかなかったんで、[REDACTED]に行った。[REDACTED]が新規就農に対する姿勢ができていますね。住むとなると、スムーズに入っちゃうんですね。

もう既に今、先日、牛を8頭ほど飼い始めた様子があるページで見られたものですから、ああ、順調に始めているんだなと、ぜひ頑張っていたいただきたいなと思っていますけれど。そのとき確かに役場の担当職員頑張っているんですけど、大変なんです。全部自分1人で動かなければいけない。

農地の問題、牛舎の問題、普及所から農協から、結局その担当の子があちこち動かなければいけない。

何を言いたいかというと、うちの町にそれに対応するための体制作りができていないがために、そうやって職員の子がすべてにおいて対応しなければいけない。

だから、私も以前から早く体制作りが必要なんですよということは何度も申し上げてきたところなんです。

ここで言おうかどうか迷ったんですけど、以前、加賀谷さんという方がいらっしゃいました。

退職されて洞爺の方に移りましたけれど、彼が産業課長時代につくった対案がここにあるんです。

名前が、浦臼元気プロジェクト、浦臼定住協議会、ネーミングもつけてあって、チーム知恵への夢。チーム創設の内容が何かというと、浦臼町における定住、就農を促進するための組織づくりについて（案）を、これ多分10年前の素案なんです。内容的には今言った新規就農であったり、定住対策であったり、うちの町としてどうやって取り組もうか、いわゆる経済的なものも含めて、どうしたらいいんだろうという素案です。これ、今でもたたき台にすれば十分使える素案です。

当時、これ、どうして世に出なかったか。当時の理事者が採用しなかったんです。見たけれど。机の中にそのまましまっちゃった。非常に残念ですよね。もう10年前ですから、内容的にみんなしてカバーしていけば十分使える内容です。

当時、これをやっていたら、もう10年前の話ですから、もうちょっと何か新規就農だったり、そういうものに活用できたのではないかと。非常に残念に思っています。これについては再質問は控えます。

再質問について、町長に1点だけ、空知振興局長の白石さんの講演をお聞きしたんですけど、令和2年で空知支庁管内4市町が自然増している。人口のね。

三笠市、それから南幌町、それから月形町、それから新十津川町、この4市町は自然増なんです。令和2年の資料でいくと。

町長として、これらの4市町をお聞きしたときに、どういう分析をされるか、お考えをお聞きしたいと思います。

教育長に再質問いたしたいと思います。

質問の答弁で、今後複式学級になっていったときに、町として1学級1教員という対応をしたいんだという答弁でありました。

そこで、再質問なんですけれども、その場合に道教委は浦臼町の小学校はもう複式なんですから、先生の配置はしませんよということになると思うんですよ。

町の学校として、いや、うちの学校は複式じゃなくて先生をちゃんと1人配置するんですよというとき道教委に対してどのような手続になるのかをお聞きしたいと思います。

併せて、道教委が配置しないのであれば、その先生を町が独自に募集しなければいけないのかということになるのかについて2点目。

3点目として、近隣で実例としてこの複式の参考となるような例があればお聞きしたいと思います。

以上です。

○議 長

答弁をお願いします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

いろいろありましたけれど、加賀谷さんの件につきましては、私が課長時代の話で相談を受けまして、上と話した経過があります。そこは以上です。

四つの町の自然増ということで、亡くなられる方より赤ちゃんの出生が多いということです。新十津川町につきましては、かねてそういう傾向があったかと思えますけれども、月形町はちょっと意外だったという思いがあります。

高齢化率もかなり高いですし、ただ特徴としては刑務所があるということで、その辺が影響する部分もあるのかどうかわかりませんが、新規就農者も積極的に受け入れている町でもありますので、そういう影響もあるのかなという気はします。

答弁にも書きましたけれど、新規就農者、仕事があって、住むところがあって、子育て環境があって、買い物があって、病院があってといういろいろな条件がそろったところに、やはり目が行くのかなという思いがあります。

今のところ、今の浦臼町、かねて定住・移住という話はしてきておりましたけれど、やはり全てがそろっているわけではありませんけれど、子育て支援ということではどこにも負けないぐらいのことはやっております。

ただ、住むところということでは、今、公住ぐらいしかないですし、公住は入る方が限られるということで、住むところが提供できないというのが大きな部分ではあると思っております。

そのために、何とか束縛のない形でいつでも提供できるような、紹介できるような場所を来年から確保していきたいと考えております。

その一つが、まだこれからですけれど、ひばり団地の一番新しいレンガ造りの1棟だけ

になりますけれど、あれを道と協議いたしまして、壊さずに残す方向で進めることを了解いただきましたので、あれを1棟改修いたしまして、公住に入れられない方を中心に提供できるような住宅として整備していきたいと考えております。

すべて一つずつになりますけれど、子育て支援があり、住宅があって、あとは仕事という面になります。

そのための一つが農業への新規就農ということを進めて、今やろうとしておりますニンニクもその一つのメインの作物に据えて、何とかニンニクで募集して、町に希望者が来ていただけるような体制まで持っていききたいと考えております。

ただ、それはニンニクだけではなくて、ミニトマトですとか。この前、普及センターの普及員の方ともお話しをさせていただきましたけれど、今後どういうモデルといいますか、どういう形で新規就農者を募集していくかにつきましてのたたき台を作っていこうということで、協力を快諾いただきましたので、今後進めていきたいと考えております。

本当に仕事の面、昔と違って企業誘致というのが難しい時代になってきておまして、新規就農、もし可能になっても、ご夫婦だけとか、もしかしたらお子さんもという形も考えられますけれど、いずれにしても、2人とか3人とかの移住者という形になろうかと思えます。今できることといいますか、新規就農者の取り組みを進めて、その少ない人数でも何とか何組かがこの町に入ってきていただけるような体制に持っていきたいと考えています。

ちょっと町の感想とは、ずれてしまいましたけれど、やれることをやっていきたいと思えます。

○ 議 長

河本教育長。

○ 教育長（河本浩昭君）

再質問にお答えをいたします。

まず、1点目の道に対してどのような手続が必要かということでございますけれども、これにつきましては毎年1月末に翌年度の学級編成届けを空知教育局に提出することになっておまして、そこで複式学級ではない通常の学級編成をするということで届けることになると思っております。

それから、教職員の募集についてでございますけれども、道から配置されている定数の職員が例えば病気休職でありますとか、育児休業になった場合の代替教諭の募集については道がやってくれるんですけれども、町独自でということになりますと、その職員につきましては、あくまでも町が募集して教員を確保することになります。

それから、そのような例があるかということでございますけれども、中空知を見ますと、ことし、小中学校が小中一貫で統合になりました歌志内市の義務教育学校、歌志内学園、ここで複式を解消するために独自に教職員を雇用しているという実態があります。

それからまた、複式とは違うんですけれども、小学校が1学級40人の定数のところを一、二年は35人に既になっているんですけれども、その35人学級を三、四年に今拡大を令和4年までにしようとしているんですけれども、奈井江町については、それ以前から独自に、確か35人だったと思うんですけれども、少人数教育をするために、道の基準よりは低い基準を町独自で設けておまして、それで40人に満たない学年を2クラスに分

けるために独自に教諭を配置するために雇用したという例がございます。

以上でございます。

○ 議 長

再々質問ございますか。

柴田議員。

○ 3 番（柴田典男君）

まず、最初に新規就農の関係なんですけれど、答弁書でも、今度しっかり頑張っていきたいんだということでもあります。

これについては、今特に人気のあると云ったらどういう表現をしたらいいのかわかりませんが、順番待ちの市町村が結構ありますよね。

特に日高町の方はやはり順番待ちが多いんですね。平取町は昔から毎年3人の新規就農で順番待ちですけど、あそこはトマトですね。安平町、むかわ町、静内町、本当にみんな順番待ちなんです。

それで、内容的にはトマト、それからメロン、近ごろはピーマンで新規就農として入ろうという方が静内町の方でも、新規就農で今これから冬にかけて15棟のハウスを建てたんだという新規就農の方もお聞きしましたし、町も産地として力を入れているので、ぜひそういうシステム、勉強するのであれば、とにかくいいシステムの町のシステムをまねしちゃえばいいんです。とりあえずね。

それで、今度どうするか、うちの町にとってどう改良していけばうちの町に合うんだということを手を加えていけばいいと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

複式学級について、教育委員会の考えについてはお聞きしました。

学校運営の影響が最小限となるように対応していただきたいと思ひますし、保護者に対しても説明が必要かなと思ひますし、適切な対応をこれから教育委員会に求めたいと思ひます。

複式学級に対する教育委員会の考えは、わかりましたけれど、今後に向けた対応では、予算も関係してくると思ひます。

それに対して、町長の考えをお聞きしたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

○ 議 長

川畑町長。

○ 町長（川畑智昭君）

複式学級につきましては、一月、二月前にこんな現状だということでも話がありまして、来年でしたか、回避できると云ったん聞いていたんですけど、1名のお子さんが転出されたということで、またその対象になったということで、それほど時間のある話ではないということでも聞いています。

そのときに話をしたのが、他の本当に近隣の町で、町が負担することによって、教員を確保して、複式学級を回避している町が幾つかあるという話も伺いましたので、浦臼町でもやはり複式と聞くと、保護者にとってもいい印象を与えない部分もありますので、いつまでということはいい切れませんが、当分の間は複式学級にならないような予算付けを図っていきたくて考えています。

○ 議 長

それでは、2番目の再質問ございますか。

柴田議員。

○3番（柴田典男君）

特に再質問ということではありませんけれども、詳しく年次計画で建設の方から河川改修の説明を受けたので、大変安心しております。

国土強靱化計画が5年延伸されたということ踏まえて、今ゲリラ豪雨がどこでいっぱい降るか、本当にわからない。どこの河川も本当に危ないといえれば危ないような状況が続いています。

今回、北1線川という話題提供をした一つに、その後ろに札の内川と北1線川が合流しているんですね。

その札の内川は新沼なんですけれど、新沼に五つの川から流れてくる土砂があって、それが堆積する場所がある。その堆積する場所が悪さをして、流れを止めているんです。

私が以前見ていた流れと違う方向で今札の内川の流れがあるんですね。あのままいくと非常に不都合なことになる流れになっています。

臨時用水の上げ口がこっち側、流れが向こう側みたいな形に今なっていますので、今は大丈夫なんですけれど、将来的に、これ大丈夫かな。その河川、支流から流れてきた土砂がどんと札の内川にたまっていく状況が続いているので、今回期待しているのは改修、掘削ということをお願いというのですか、必要だよということを行ったんですけれど、将来に向けてそこら辺も含めた中で、是非検討を加えていただきたいということをお願いでいいのかな。答弁はこれで。

○議長

馬狩課長。

○建設課長（馬狩範一君）

柴田議員のご質問にお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、新沼は札の内川ということで、町長の答弁の際にも、最後の方に答弁させていただいたんですが、来年、その倒木を処理するという形にしておりまして、そのときに新沼の河床の高さがどうなのか、北1線の河床の高さがどうなのかとか、いろいろ調査をして、管理している札幌建設管理部の方に相談とか、そこら辺を依頼するという事で考えております。

以上です。

○議長

再々質問よろしいですか。

これをもって、一般質問を終わります。

◎日程第10 承認第3号

○議長

日程第10、承認第3号 専決処分した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

早坂主幹。

○総務課主幹（早坂隆広君）

議案書の 3 ページをお開きください。

承認第 3 号 専決処分した事件の承認について。

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和 3 年 12 月 14 日提出

浦臼町長 川畑智昭

次のページをお開きください。

専決処分書

地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

専決事項、令和 3 年度浦臼町一般会計補正予算（第 6 号）。

令和 3 年 11 月 2 日

浦臼町長 川畑智昭

一般会計補正予算（第 6 号）につきまして、予算書にてご説明を申し上げます。

承認第 3 号 令和 3 年度浦臼町一般会計補正予算（第 6 号）。

令和 3 年度浦臼町一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 68 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 36 億 1,089 万 5,000 円とする。

2 歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 11 月 2 日

北海道浦臼町長 川畑智昭

歳入歳出予算の補正につきまして、まず歳出よりご説明申し上げます。8 ページをお開きください。

4 款衛生費、1 項 2 目予防費、補正額 68 万 5,000 円の追加でございます。12 節委託料におきまして、新型コロナウイルスワクチンの追加接種対応に伴う健康管理システムの改修業務を外部委託するものでございます。

歳出合計 68 万 5,000 円の追加でございます。

以上が、歳出についてのご説明でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。6 ページをお開きください。

21 款繰入金、1 項 1 目基本財産繰入金、補正額 68 万 5,000 円の追加でございます。財源調整のため財政調整基金からの繰り入れによる対応をするものでございます。本補正予算につきまして、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業国庫補助金の補助対象となるものであり、補助金の交付が明らかになり次第、歳入予算を補正し、財源更正することといたします。

歳入合計、歳出と同額の 68 万 5,000 円の追加となっております。

以上が、承認第 3 号 令和 3 年度浦臼町一般会計補正予算（第 6 号）の内容でございます。ご審議いただき、承認賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議 長

これより、質疑を行います。

歳入歳出一括して質疑を受けます。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長

これをもって、討論を終わります。

これより、承認第3号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長

起立全員です。

したがって、承認第3号 専決処分した事件の承認については原案のとおり承認されました。

◎日程第11 議案第38号

○議長

日程第11、議案第38号 令和3年度浦臼町一般会計補正予算(第7号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

早坂主幹。

○総務課主幹(早坂隆広君)

議案第38号 令和3年度浦臼町一般会計補正予算(第7号)。

令和3年度浦臼町一般会計補正予算(第7号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,555万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億3,645万2,000円とする。

2 歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の追加は、「第2表地方債の補正」による。

令和3年12月14日提出

北海道浦臼町長 川畑智昭

はじめに、第2表地方債の補正についてご説明いたします。7ページをお開きください。

1、追加でございます。

起債の目的、町立診療所医療機器購入事業、限度額190万円でございます。一般会計補正予算(第3号)におきまして計上しております町立診療所電子カルテシステム導入に係る財源として追加するものでございます。

起債の方法につきましては証書借り入れ、利率につきましては6.5%以内といたします。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該利率見直し後の利率とするものであります。

償還の方法につきましては、政府資金については、その融資条件により、銀行、その他の場合には、その債権者と協定するものによるものとするものであります。

ただし、財政の都合により措置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借りかえすることができるものといたします。

続きまして、歳入歳出予算の補正につきまして、まず歳出よりご説明申し上げます。12ページをお開きください。

主なものについてご説明させていただきます。

なお、本補正予算における燃料費につきましては、原油高騰に伴い予算不足となる見込みであることから、所要額を追加計上するものでございます。

1款1項1目議会費、補正額5万1,000円の追加でございます。11節役務費におきまして、浦臼町議会定例会における議事録作成に係る筆耕料の追加でございます。

2款総務費、1項3目企画費、総額360万4,000円の減額でございます。12節委託料におきまして、ネットワーク・シンクライアントサーバー等の更新業務委託に係る執行残を減額するものでございます。18節負担金補助及び交付金におきまして、友好交流町であります高知県本山町を訪問する者に対し、その経費の一部を助成する事業でございますが、新型コロナウイルスによる事業中止に伴う減額でございます。

9目地方創生事業費、補正額100万円の減額でございます。18節負担金補助及び交付金におきまして、新型コロナウイルスによる、うらうす友だちマラニックの中止に伴う減額でございます。

2項1目職員給与費、補正額141万1,000円の追加でございます。3節職員手当等におきまして、人事異動並びに職員の新規採用に伴う各種手当の増額となっております。

14ページをお開きください。

4項1目戸籍住民基本台帳費、補正額46万6,000円の追加でございます。11節役務費におきまして、総合行政システム等で使用しておりますプリンターの更新に伴い、セットアップ作業及び各種帳票の印字確認等に係る経費でございます。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費、補正額12万3,000円の追加でございます。11節報酬におきまして、現在の民生児童委員が令和4年11月で任期満了となることから、民生児童委員推薦委員の報酬を計上するものでございます。委員につきましては、委員長を含め6名、委員会は最大3回を想定しております。

3目重度心身障害者特別対策費、補正額31万5,000円の追加でございます。4目ひとり親家庭等福祉費、補正額14万円の追加でございます。ともに19節扶助費におきまして、当年度内において予算不足となる見込みであることから、所要額を追加計上するものでございます。

6目国民年金事務費、補正額26万7,000円の追加でございます。12節委託料におきまして、いわゆる年金制度機能強化法の改正により、令和4年4月以降の年金手帳の新規発行停止に伴い、国民年金システムの改修業務を業者委託するものでございます。財源につきましては、国民年金事務費交付金を活用する予定となっており、交付金の交付決

定を受け次第、財源更正を予定してございます。

2項1目児童福祉総務費、補正額150万円の追加でございます。18節負担金補助及び交付金におきまして、利用園児の増に伴いまして、当年度内において予算不足となる見込みであることから、所要額を追加計上するものでございます。

2目児童措置費、補正額100万7,000円の追加でございます。12節委託料におきまして、令和4年4月1日施行の児童手当法の一部改正により特例給付の対象者のうち一定以上の所得額の者が支給対象外となることに対応するため、児童手当システムの改修業務を業者委託するものでございます。財源につきましては、子ども・子育て支援事業費補助金を活用する予定となっており、交付金の交付決定を受け次第財源更正を予定してございます。

6目子育て支援費、補正額60万円の追加でございます。7節報償費におきまして、出産記念品として当該年度において予算不足となる見込みであることから、所要額を追加計上するものでございます。

7目子育て世帯等臨時特別支援事業費、補正額902万8,000円の追加でございます。18節負担金補助及び交付金におきまして、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策により、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、その影響により苦しんでいる子育て世帯を支援する観点から、児童手当の対象となっている児童を養育している者に対し、児童1人当たり5万円を給付するものでございます。対象児童見込み数は180名となっております。

3項1目老人福祉費、補正額1,647万6,000円の追加でございます。18節負担金補助及び交付金におきまして、地域介護・福祉空間整備等交付金につきましては、地域密着型特別養護老人ホームゆうあいの郷が防災発電機1台を設置する経費を補助するものでございます。財源につきましては、国庫補助金であります地域介護・福祉空間整備等交付金を活用するものでございます。また介護サービス提供基盤等整備事業費補助金につきましては、地域密着型特別養護老人ホームゆうあいの郷及びグループホームゆうあいの郷におきまして、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策としてのゾーニング経費の補助でございます。財源につきましては、道補助金であります介護サービス提供基盤等整備事業費交付金を活用するものでございます。

16ページをお開きください。

4款衛生費、1項2目予防費、補正額172万円の追加でございます。7節報償費及び10節需用費におきまして、新型コロナウイルスによる認知症健診事業が中止となったことに伴う減額でございます。3節職員手当等、11節役務費、12節委託料及び13節使用料及び賃借料におきまして、3回目となります新型コロナウイルスワクチン接種体制を確保するための経費並びにワクチン接種業務を委託する医療機関に対する経費を追加計上するものでございます。22節償還金利子及び割引料におきまして、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業につきまして、令和2年度受け入れ済みの国庫補助金の一部について、確定額に合わせて歳出より返還するものでございます。

18ページをお開きください。

6款商工費、1項1目商工振興費、補正額20万3,000円の減額でございます。18節負担金補助及び交付金におきまして、地域活性化事業補助金につきまして、新型コロ

ナウウイルスによる北の龍馬まつりは中止となったことに伴う減額でございます。

2目観光費、補正額720万1,000円の減額でございます。12節委託料におきまして、PR事業実施業務委託料及び18節負担金補助及び交付金におきまして、観光事業補助金につきましては新型コロナウイルスによるぼたんそば収穫祭等の各種イベントの中止に伴い減額するものでございます。

7款土木費、1項2目道路維持費、補正額158万円の減額でございます。12節委託料におきまして、公衆用道路調査設計用地測量業務につきまして、執行残による減額でございます。

3項2目公営住宅整備費、補正額35万6,000円の追加でございます。21節補償補てん及び賠償金におきまして、ひばり団地建替事業に伴いまして、入居者の移転補償費を計上するものでございます。対象件数は2件でございます。

20ページをお開きください。

9款教育費、2項小学校費、1目学校管理教育振興費、補正額100万5,000円の追加でございます。18節負担金補助及び交付金におきまして、平成29年以来の更新となります小学校社会科副読本の改訂に伴う編集準備作業に係る補助金でございます。

2目スクールバス運営費、補正額167万4,000円の追加でございます。14節工事費におきまして、スクールバス車庫オーバースライディングドアのモーターやワイヤーの摩耗等により、2連分を改修するものでございます。

5項1目保健体育総務費、補正額77万3,000円の減額でございます。8節旅費におきまして、新型コロナウイルスによる研修等の中止やオンライン開催により減額となっております。18節負担金補助及び交付金におきまして、新型コロナウイルスによる各種スポーツ大会の中止に伴う減額となっております。

歳出合計2,555万7,000円の追加でございます。

以上が、歳出についてのご説明でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。8ページをお開きください。

13款使用料及び手数料、1項3目産業使用料、補正額58万7,000円の追加でございます。2節公園管理使用料におきまして、今年度の鶴沼公園開園期間終了に伴い、公園施設使用料が確定したことにより追加補正するものでございます。利用人数は延べ1万240人でございます。

14款国庫支出金、1項2目衛生費国庫負担金、補正額189万円の追加でございます。本補正予算において計上してございます3回目の新型コロナウイルスワクチン接種業務を委託する医療機関に対する経費に係る負担金となっております。

2項1目総務費国庫補助金、補正額239万1,000円の追加でございます。令和3年度新型コロナウイルス感染症対応に係る地方創生事業交付金の事業者支援分としての追加計上でございます。当該事業者支援分につきましては、既に地方創生臨時交付金が充当されております。中小企業利子補給拡充事業の一部に充当するものとし、地方創生臨時交付金の通常分として既に充当している分につきましては、既存の他事業に振り替えるものとしております。

2目民生費国庫補助金、補正額2,442万6,000円の追加でございます。2節児童福祉費補助金におきまして、本補正予算に計上してございます子育て世帯等臨時特別支

援事業に対する経費に係る補助金でございます。3節老人福祉費補助金におきまして、本補正予算に計上してございます地域介護・福祉空間整備等交付金と同額の間接補助金でございます。

3目衛生費国庫補助金、補正額389万7,000円の追加でございます。1節保健衛生費補助金におきまして、一般会計補正予算（第6号）及び本補正予算に計上しております新型コロナウイルスワクチン接種体制確保に係る補助金となっております。2節診療所費補助金におきまして、一般会計補正予算（第3号）におきまして計上しております町立診療所電子カルテシステム導入に係る補助金となっております。

15款道支出金、2項2目民生費道補助金、補正額87万2,000円の追加でございます。本補正予算に計上してございます介護サービス提供基盤等整備事業費補助金と同額の間接補助金でございます。

6目商工費道補助金、補正額315万3,000円の追加でございます。1節商工費補助金におきまして、プレミアム付商品券発行支援事業の経費に係る補助金でございます。

10ページをお開きください。

16款財産収入、2項2目物品売払収入、補正額1,122万円の追加でございます。本年7月に売り払いをいたしました除雪専用トラックの売払収入でございます。

20款町債、1項2目衛生債、補正額190万円の追加でございます。町立診療所電子カルテシステム導入に係る財源となる過疎対策事業債の追加でございます。

21款繰入金、1項1目基金財産繰入金、補正額2,504万4,000円の減額でございます。財政調整に伴い財政調整基金への繰り戻しを行うものでございます。

歳入合計、歳出と同額の2,555万7,000円の追加となっております。

以上が、議案第38号 令和3年度浦臼町一般会計補正予算（第7号）の内容でございます。ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議 長

これより、質疑を行います。

歳入歳出一括して質疑を受けます。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第38号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第38号 令和3年度浦臼町一般会計補正予算（第7号）は原案のと

おり可決されました。

◎日程第12 議案第39号

○議長

日程第12、議案第39号 令和3年度浦臼町下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

馬狩課長。

○建設課長（馬狩範一君）

議案第39号 令和3年度浦臼町下水道事業会計補正予算（第1号）。

（総則）

第1条 令和3年度浦臼町下水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款下水道事業収益6,179万2,000円を追加し、総額1億2,714万3,000円とする。

内訳としまして、第2項営業外収益で6,179万2,000円を追加し、総額1億704万3,000円とする。

支出、第1款下水道事業費用1,920万円を減額し、総額7,624万1,000円とする。

内訳としまして、第1項営業費用で1,920万円を減額し、総額6,935万4,000円とする。

（資本的収入及び支出の補正）

第3条 予算第4条本文中「定める」の次に「（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,526万2,000円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額91万6,000円、当年度分損益勘定留保資金1,436万円、当年度利益剰余金処分金額4,901万7,000円及び引継金96万9,000円で補てんするものとする。）」を加え、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款資本的収入4,606万2,000円を減額し、総額1,240万円とする。

内訳としまして、第2項他会計補助金で5,566万2,000円を減額し、総額160万円とする。

第3項国庫補助金960万円を増額し、総額960万円とする。

支出、第1款資本的支出1,920万円を増額し、総額7,766万2,000円とする。

内訳としまして、第1項建設改良費で1,920万円を増額し、総額2,127万9,000円とする。

（特例的収入及び支出の補正）

第4条 予算第4条の2中未収金「1,471万4,000円」を「14万3,000

円」に、未払金「1,497万9,000円」を「1,493万3,000円」に改める。

(企業債の補正)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり補正する。

第5条表中の起債の方法を証券借入れから証書借入れに変更するものでございます。

(利益剰余金の処分の追加)

第6条 当年度利益剰余金のうち4,901万7,000円は次のとおり処分するものと定める。

(1) 減債積立金4,901万7,000円。

令和3年12月14日提出

北海道浦臼町長 川畑智昭

詳細につきましては、補正予算(第1号)実施計画についてご説明申し上げます。3ページ、4ページ目をお開き願います。

3ページに収益的収入及び支出、4ページに資本的収入及び支出を記載しております。

今回の補正は基準内繰入金額を増加させ、交付税措置を多く受けるために4ページの資本的収入の1款2項1目他会計補助金5,566万2,000円を減額し、3ページ、収益的収入の1款2項1目他会計補助金に5,566万2,000円を組み替えるものでございます。

また、逆に3ページ、収益的収入の1款2項3目国庫補助金を960万円減額し、4ページ、資本的収入の1款3項1目国庫補助金に960万円を組み替えるものでございます。

次に、3ページ、収益的収入の1款2項2目長期前受金戻入で元金償還金に充てた繰入金を収益化することにより1,573万円増額の4,069万4,000円とするものです。

収入総額で、3ページ、収益的収入で6,179万2,000円を追加し1億2,714万3,000円、4ページ、資本的収入で4,606万2,000円を減額し1,240万円とするものでございます。

続きまして、支出でございます。3ページ、収益的支出の1款1項1目総係費中の委託費を1,920万円減額し、4ページの資本的支出の1款1項1目建設改良費に1,920万円を組み替えるものでございます。

支出総額で、3ページ、収益的支出で1,920万円減額し7,624万1,000円、4ページ、資本的支出で1,920万円追加し7,766万2,000円とするものでございます。

次に、5ページをお開きください。

令和3年度浦臼町下水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書でございますが、1業務活動によるキャッシュ・フローは、プラス4,971万2,000円、2投資活動によるキャッシュ・フローは、マイナス814万5,000円、3財務活動によるキャッシュ・フローはマイナス5,518万2,000円、4資金増減額はマイナス1,361万5,000円となり、最終的な6資金期末残高は200万円を予定しております。

以上、議案第39号 令和3年度浦臼町下水道事業会計補正予算(第1号)の内容でございます。ご審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議 長

これより、質疑を行います。

収入支出一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第39号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第39号 令和3年度浦臼町下水道事業会計補正予算(第1号)は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第40号

○議 長

日程第13、議案第40号 浦臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

國田主幹。

○くらし応援課主幹(國田幹夫君)

議案第40号 浦臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

浦臼町国民健康保険税条例(昭和41年浦臼町条例第12号)の一部を次のように改正する。

令和3年12月14日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(令和3年政令第253号)の公布に伴い、本条例の一部を改正する。

内容につきましては、参考資料により説明いたします。資料1ページをお開きください。

第21条の改正では、国民健康保険税の減税の規定に、新たに未就学児の均等割の減額について規定を追加しております。

3ページと4ページをご覧ください。

新たに追加されている第2項において、未就学児に係る均等割について、その5割を軽減する内容となっております。

ただいま説明した第21条以外の改正については、政令の改正に伴う所要の文言改正となっております。

議案の7ページにお戻りください。

附則、

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条の2第1号及び第13条第1項の改正規定、第21条の改正規定(「係る」の次に「基礎課税額の」を加える部分を除く。)並びに第22条の2の改正規定(「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1項」を「前条第1項第1号」に改める部分に限る。)並びに附則第2項から第4項まで及び第6項から第11項までの改正規定並びに次項の規定は、令和4年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例(前項ただし書に規定する改正規定に限る。)による改正後の浦臼町国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上が、議案第40号についての説明でございます。ご審議いただき、議決賜りますようお願いいたします。

以上です。

○議長

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第40号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長

起立全員です。

したがって、議案第40号 浦臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

◎日程第14 諮問第1号

○議長

日程第14、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

川畑町長。

○町長(川畑智昭君)

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

人権擁護委員に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項により、議会の意見を求める。

令和3年12月14日提出

浦臼町長 川畑智昭

住所につきましては、□□□□□□□□□□、氏名につきましては土屋慎一、生年月日、□□□□□□□□□□、推薦理由につきましては、任期満了によるものでございます。

以上の内容により諮問申し上げます。

○議 長

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

お諮りします。

諮問第1号については、お手元に配付の意見のとおり答申したいと思えます。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてはお手元に配付の意見のとおり答申することに決定いたしました。

◎日程第15 請願第2号

○議 長

日程第15、請願第2号 燃油等の価格高騰対策、国の農業予算や運用変更に関する意見書の請願についてを議題といたします。

お諮りします。

請願第2号については、会議規則第92条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、請願第2号は、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより採択します。

請願第2号を採択することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、請願第2号 燃油等の価格高騰対策、国の農業予算や運用変更に関する意見書の請願については採択することに決定いたしました。

◎日程第16 意見書案第5号

○議 長

日程第16、意見書案第5号 燃油等の価格高騰対策、国の農業予算や運用変更に関する意見書についてを議題といたします。

お諮りします。

本件については、ただいまこの趣旨に沿った請願が採択されたところであります。

したがって、本件についてはみなし採択としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、意見書案第5号 燃油等の価格高騰対策、国の農業予算や運用変更に関する意見書については原案のとおり採択することに決定いたしました。

◎日程第17 意見書案第6号

○議 長

日程第17、意見書案第6号 地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意見書についてを議題といたします。

お諮りします。

意見書案第6号については、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議 長

異議なしと認めます。

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、意見書案第6号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、意見書案第6号 地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意見書については原案のとおり採択されました。

◎日程第18 所管事務調査

○議 長

日程第18、所管事務調査についてを議題といたします。

総務産業常任委員長から閉会中の事務調査について、会議規則第73条の規定により申し出があります。

お諮りします。

総務産業常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の調査に付することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、総務産業常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の調査に付することに決定いたしました。

◎日程第19 議員の派遣について

○議 長

日程第19、議員の派遣についてを議題といたします。

派遣内容についてはお手元に配付のとおりですが、これを派遣したいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、派遣することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議 長

これをもって、本議会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

したがって、令和3年第4回浦臼町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦勞さまでした。

閉会 午後 4時37分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員